

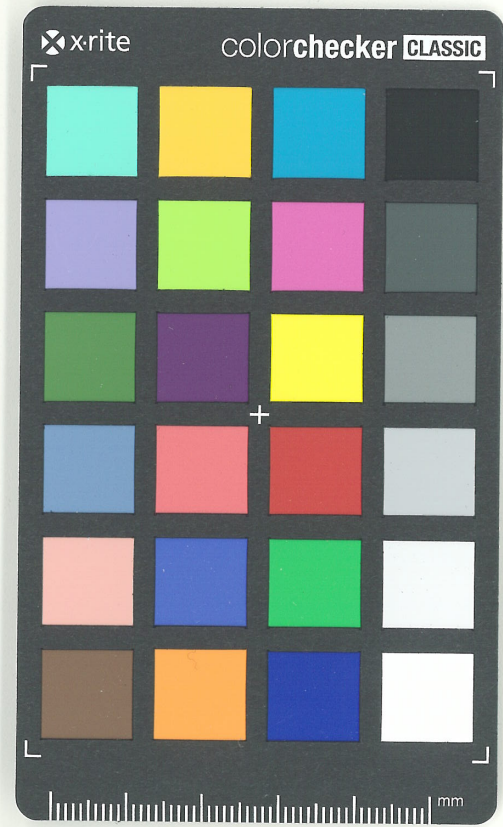
市政図書室
55. 9. 22
日野市立図書館

日野市議会議録

(第十四号第十六号)

日野市議会

昭和五十五年
第二回定例会
(六月三日開会
六月十一日閉会)



昭和五十五年
第二回定例会

日野市議会会議録目次

○六月三日 火曜日(第一日)

出席議員	1
欠席議員	1
出席説明員	2
議事日程	2
開会	5
会議録署名議員	5
会期の決定	5
行政報告	5
諸般の報告	15
日野市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について	15
(一般質問)	
谷長一議員 工場、家庭の汚水を流している農業用水を改修し生活環境を整備してください	16
散会	16

○六月四日 水曜日(第二日)

出席議員	17
欠席議員	17

出席説明員
議事日程
開議

..... 18
..... 18
..... 21

(請願審査報告)

請願第五一 三号

(都市整備産業建設委員会)
市道拡幅に関する請願 21
長沼橋北側道路の歩道に関する請願 21

(議案上程)

議案第 三七号

日野市市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告承認について 22

議案第 三八号

昭和五十五年度日野市一般会計補正予算(第一号)の専決処分の報告承認について 26

議案第 三九号

日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について 28

議案第 四〇号

日野都市計画平山台土地地区画整理事業施行規程を定める条例及び日野都市計画四ッ谷下土地地区画整理事業施行規程を定める条例を廃止する条例の制定について 28

議案第 四一号

日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定について 29

議案第 四二号

日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定について 29

議案第 四三号

日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定について 29

議案第 四四号

昭和五十五年度日野市一般会計補正予算について(第二号) 31

議案第 四五号

日野市監査委員(知識経験者選出)の選任同意について 32

議案第 四六号

日野市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について 33

議案第 四七号

日野市立日野第八中学校(仮称)新築工事請負契約の締結について 34

議案第 四八号

日野市一般職の職員等の昭和五十五年度六月期における期末手当の特例に関する条例の制定について 36

議案第 四九号

昭和五十五年度六月期における日野市議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定について 38

(報告事項)

報告第 一号 38
交通事故(日野市日野七七七三番地先路上の市の義務に属する事故)の専決処分の報告について
交通事故(日野市三沢七二七番地先路上の市の義務に属する事故)の専決処分の報告について 41
報告第 二号 41
昭和五十五年度日野市土地開発公社事業計画の報告について 42
報告第 三号 42
昭和五十四年度日野市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について 43
報告第 四号 43
請願第五一 一号 43
散会 43

○六月十一日 水曜日(第三日)

出席議員 45

欠席議員 45

出席説明員 46

議事日程 46

開議 51

(議案審査報告)

議案第 三九号

(総務委員会)
日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について 52

議案第 四七号

日野市立日野第八中学校(仮称)新築工事請負契約の締結について 52

議案第 四四号

(総務・文教・厚生・都市整備産業建設委員会)
昭和五十五年度日野市一般会計補正予算について(第二号) 54

議案第 四二号

(厚生委員会)
日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定について 61

議案第 四三号

日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定について 61

議案第 四〇号

(都市整備産業建設委員会)

日野都市計画平山台土地地区画整理事業施行規程を定める条例及び日野都市計画四ッ谷下土地地区画整理事業施行規程を定める条例を廃止する条例の制定について

議案第 四一号

日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定について

(請願審査報告)

(文教委員会)

請願第五五―一―一号

日野市立中学校に学校給食を実施する件についての請願

(都市整備産業建設委員会)

請願第五五―一―五号

私道移管に関する請願

(総務委員会)

請願第五三―七―一号

幼児教室の子供たちの健康診断及び予防接種の実施を要望する請願

請願第五四―一―七号

航空機騒音防止に関する請願(二、三項)

請願第五四―三―〇号

韓国の自主的平和統一に関する請願

請願第五五―一―一号

国鉄運賃値上げ反対総合交通政策の確立に関する陳情(一項、三項の(7))

(文教委員会)

請願第五四―四―〇号

日野市落川一四三一―五六落川堤自治会、隣地の沼倉氏所有の空地を、多摩市リトルリーグ少年野球団が借用し野球場として、使用時の公害等に対する行政指導の請願

請願第五五―一―四号

市立第三幼稚園二年保育早期実施に関する請願

(厚生委員会)

請願第五四―二―四号

簡易水道関係施設の保持管理に関する陳情

請願第五五―一―六号

事業廃棄物処理料の減免に関する請願

請願第五五―一―七号

日野市の保育行政充実を求める請願

請願第五五―一―〇号

東京都自然環境保全事業団設立の請願

(都市整備産業建設委員会)

請願第五三―四―一―号

保留地確保依頼の件に関する請願

請願第五三―五―八号

流域下水道事業建設計画に反対する請願

請願第五四―一―三号

用途地域線引き見直しに関する陳情

請願第五四―一―五号

家庭用排水を流す排水溝の設置に関する請願

請願第五四―三―四号

一・三・一パイパス計画を再検討して、地域住民の健康と安全を守ってくださいに関する請願

請願第五四―四―六号

一・三・一パイパス建設計画の白紙撤回の陳情

請願第五五―一―九号

市道新井一号線拡幅整備に関する請願

(継続審査議決)

下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件

高幡踏切対策特別委員会の継続審査議決に関する件

農林水産省跡地利用対策特別委員会の継続審査議決に関する件

ごみ問題対策特別委員会の継続審査議決に関する件

市民会館建設対策特別委員会の継続審査議決に関する件

(議案上程)

議員提出議案第一三号

スパイ防止法制定促進に関する決議

閉 会

六月三日

火曜日

(第一日)

昭和五十五年
第二回定例会

日野市議会議録

第十四号

六月三日 火曜日 (第一日)

出席議員 (二十六名)

一 黒川重憲
二 市川芳太郎
三 秦正一
四 飯山茂
五 川嶋博
六 中山基昭
七 大柄保
八 田中鯛一
九 藤林理一郎
十 谷長一
十一 鈴木美奈子
十二 板垣正男
十三 奥住芳雄
十四 席議員 (三名)

十七番 石坂勝雄
十八番 滝敏朗
十九番 林重義
二十番 市川資信
二十一番 島村孝志
二十二番 大越久雄
二十三番 一ノ瀬隆
二十四番 竹ノ上武俊
二十五番 米沢照男
二十六番 杉山寅三
二十七番 高橋通夫
二十八番 佐々木昭雄
二十九番 正国務
三十番 三浦重春

欠席議員
十四番

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男
助役	野呂章君
収入役	成井正夫君
企画財政部長	生野清君
総務部長	赤松行雄君
市民部長	神藤貞次君
生活環境部長	伊藤正吉君

建設部長	森久保三
都市整備部長	前川恒雄君
福祉部長	加藤一郎君
水道部長	中村亮助君
病院事務長	加藤一男君
教育長	倉又秀作君

会議に出席した議会議事務局職員の職氏名

局長	田倉高光君
次長	朝倉敏夫君
書記	鈴木晴彦君
書記	五十嵐隆君

書記	平川雅弘君
書記	谷野省三君
書記	串田平和君

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一〇一三

立川速記者養成所 所長 関根雪峰

速記者 川久保友子君

議 事 日 程

昭和五十五年六月三日（火）
午前十時開会

一 会議録署名議員の指名

二 会期の決定

三 行政報告

四 諸般の報告

五 日野市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

六 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第一から第五まで

○議長（滝瀬敏朗君）

これより昭和五十五年第二回日野市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十三名であります。

次に日程第一、会議録署名議員の指名については、議長において指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり」）

○議長（滝瀬敏朗君）

御異議ないものと認め、

二十八番 佐々木 昭雄 君

二十九番 正 国 務 君

を指名いたします。

次に日程第二、会期の決定の件を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員長登壇〕

○議会運営委員長（石坂勝雄君）

去る三十一日の午前十時から議会運営委員会を開催いたしまして、第二回の今定例会の会期の決定を見たことを御報告申し上げます。

本日、行政報告、諸般の報告、一般質問でございます。その間に全員協議会が持たれることを予定しております。明日四日は、閉会中の審査報告、議案の上程。意見書、決議等は、午後五時で締め切るといふことでございます。五日の木曜日、常任

委員会でございます。厚生と都市整備産業建設委員会を予定しております。六日の金曜日、常任委員会でございます。総務委員会と文教委員会を予定しております。七日、八日は、土曜日、日曜日でございますので休会でございます。九日の月曜日に特別委員会を予定しております。十日の火曜日、まとめの日でございます。十一日に審査報告。

以上の今定例会の会期を議会運営委員会では決定いたしました。が、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）

ただいまの議会運営委員長の報告のとおり会期を決定するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり」）

○議長（滝瀬敏朗君）

御異議ないものと認めます。よって会期は、本日より六月十一日まで、期日九日と決定いたしました。

次に日程第三、行政報告を行います。

市長から行政報告を求めます。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）

三月第一回定例会以降の行政事項につきましては、お手元に資料として差し上げておるとおりであります。私が、主要な事項三件につきまして御報告をさせていただきます。

その一つは、幼児保育研究会の発足の件についての御報告で

でございます。

これは、日野市の幼児の保育と教育に関して、その将来像をさらに研究するために設けるものであります。このことにつきましての過去の経過については、すでに御承知のとおりであります。

現在、幼稚園は文部省、保育園は厚生省というように、国の基準を別にしてありますが、幼児の人間形成期に教育の差異があつてよいものではありません。そこで幼保一元化と言われる幼児教育方式の可能性について、一歩進めるための検討を依頼するものであります。すでに、こうした計画の検討を専門家に委託したところ、その幼保一元化を促進すべきという答申を受けておりますが、この報告書は議員各位に御配付しておりますので、御存じをいただけているものと思います。

この幼保一元化の問題は、神戸市を初め、大阪府下の若干の都市で実施され、各自治体から注目を集めております。

五月二十一日に発足した研究会は、九人の委員で構成され、会長に重松鷹泰名古屋大学名誉教授が選出されました。委員の方は専門家のほかに教育委員、学識経験者をお願いしており、秋ごろにはその報告が出る予定であります。

本件につきましては以上であります。

事務局にこの九名の方の名簿を作成をしてお預けしておりますので、後で配付をお願いいたします。

蚕糸試験場日野桑園の跡地に関する国有財産中央審議会の答申が出されております。この件に関しては、すでに昭和五十五年第一回定例市議会において、都の意見を意見として報告いたしました。今回はその後の経過についてであります。

昭和四十八年一月に開催された第二十回国有財産中央審議会において、筑波研究学園都市移転跡地の利用についての諮問を受け、このたび五月十九日にその利用計画の大綱が大蔵大臣へ答申されたものであります。それによりますと、当市の関係におきまして、九万五千平方メートルの日野桑園は、都市計画道路二・二・十一をもつて南北に分け、南側は市の公園として利用し、北側一部分は小学校用地、残りの部分については、この地域における望ましい都市像が決まるまで利用計画の決定を留保するというものであります。昭和五十五年一月三十日、市の意見を十分に取り上げていただくようにということで、都の意見に同意したところでありましたが、今回は中央審議会においても市や都の談どおりに答申された内容であります。

首都圏における貴重な跡地を早期に、しかも有効的に利用を図るという立場から、ことしの秋ごろには最終決定が出るという予定を承知しておるところであります。

以上の三件につきまして私から御報告を申し上げます。

○議長（滝瀬敏朗君） 次に助役から報告を求めます。
〔助役登壇〕

二番目は、災害時における協力の協定についての件につき御報告をいたします。

地震や風水害、その他の災害が発生したとき、市内の土木建築関係二十七社をもつて構成する日野市建設協和会と市との間で、災害時における応急対策の協力に関する協定を結ぶことといたしました。

この協定は十項目から成っており、その主な点は、市内に災害が発生し、また発生のおそれのあるとき、市の指示に基づき建設協和会の人員と機材の提供を求め、防災活動に総力を挙げ、災害活動に要した経費は後で市が負担する。災害時に出動できる人員・機材は毎年一回あらかじめ報告する、この三点であります。地元調達によって防災体制をつくるということが各方面より注目をされております。

現在、建設協和会の人員は三百五十名。トラック、ブルドーザー、ショベルカー、クレーン車など約百台を保有し、緊急時には災害対策本部の指揮下に入り、救援や復旧作業に当たることになるものです。

また災害時における食糧品、医薬品などの確保についても市内の各業界と話し合いを進めており、近いうちに協定を結んでいく予定であります。

第三は、日野桑園跡地利用に関する報告についての件であります。

○助役（野呂 章君） 土地所有権移転登記手続請求事件について御報告申し上げます。

昭和五十三年九月十四日、原告として高橋通夫氏から日野市に対して、代金引きかえに市有地売買による所有権移転登記手続せよとの訴えが東京地方裁判所八王子支部に出されました。この請求事件につきましては、その後十三回にわたる審議の結果、裁判所から民事訴訟法の規定に基づく和解のあっせんがありましたことにより、昭和五十五年四月一日、和解調書を作成いたしました。したがって、和解条項に基づき本件土地売り払い申請をめぐる原告の請求が解決したことを御報告申し上げます。

なお、指導要綱の協定については遵守していただくよう申し入れております。

○議長（滝瀬敏朗君） 次に収入役から報告を求めます。
〔収入役登壇〕

○収入役（成井正夫君） 御報告申し上げます。

毎年の例でございますが、四月及び五月につきましては、新旧両年度の会計が並行して執行されております。五十五年度四月分につきましては別添のとおりで、年度当初のため執行率もきわめて低いわけで、特に歳入が少なく、支出に不足をする額については、一般会計及び特別会計等で五十四年度からの資金運用により支払いを行いました。五十四年度四月分につしまし

ては、本日配付をいたしました。これは一般会計の最終補正による予算額の記載がおくれ、印刷が間に合わなかったため、今後注意をいたしたいと思ひます。

内容につきましては特に御説明することはございませんが、五十四年度については、起債が三月末及び四月末にほとんど収入をされましたため、出納閉鎖期間における支払いは円滑に行われ、銀行よりの一時借入れも行わないで済んだわけでございます。

以上簡単でございますが、収入役の御報告といたします。

○議長（滝瀬敏朗君） 総務部長以下については報告書のとおりで、報告を省略いたします。

○十七番（石坂勝雄君） 市長の行政報告で、ただいま幼児教育の幼保に対する研究委員会の委員の構成について報告がなされましたが、さきに日野市に幼児教育推進計画についてという答申が同じく今回の会長さんに予定しておられる重松さんから、五十四年十二月一日ということでわれわれ議員もこの推進計画をいただいているんですが、第一点にお聞きしたいことは、保育研究委員会というのが恐らく日野市の今後の幼稚園、保育園というんですか、幼保の一元化に対する基本的な構想なり実施のことを研究されるのではないかと思ひますが、さきの幼児教育推進計画についても、計画書を見てもか

なり具体的な答申がなされているのに、また今回八人の先生——日本の一流の先生方によって研究がなされるというのは、私の見方によると屋上屋をつくるといふような感じもしないではないということが一点。

それから現時点で乳幼児に対する基本法のような問題が、各分野から答申なり、各政党でも特に自由民主党の文教部会等でも一つの基本計画案が先ほど発表されて、各分野から非常な論議がなされています。そういう中で保育園、日本のいまの保育園のあり方、幼稚園とのどういふ点で接点を見出すかというようなことが一つの重大な転機になっている中で、こういう、国ですら、何とか一つの基本方針がまだ策定されないのに、日野で画期的なこういうことをやられるということは、日本の幼児教育の先例をつける、こういう意味では私は冠たる構想で非常に敬服に値しておるんですが、現実の場合に、こういう先生方が研究されたことを、もちろん市民から見えた場合には——働いた父母から見れば保育園の増設、それから規模の拡大、また一面から見れば幼児人口の減少に伴う——幼稚園では何か年々園児が減っているやにも聞いております。そういう現状を踏まえた場合に、市民要望から来る問題とこういう制度上の問題を、私の考えるのには市政の立場で、一番末端の行政の立場でやる場合には、現実にはもう実施期間でなくてはならないのではないかという中で、もちろんこういう期間というのは、末端で研

究されることが私は決して悪いということは申し上げているんではないんですが、現実に市民要望から来る問題を研究だけしておいて基本的なものをいつ実施するんだという、むしろ私は年次計画的な実施の計画の方が必要ではないか、こういうふうにかえられるんですが、その辺の二点についてまずお聞きしたいと思ひます。

○議長（滝瀬敏朗君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 事柄の流れは、具体的に申しますと、日野市が市有地として持っております場所を、東京都

の幼児教育の研究機能を持った施設のために提供しよう、こういう過去の発想から連綿として連らなっておる考え方の一つであります。そしてわれわれの、つまり自治体の仕事以上のことができると思ひませんが、自治体で行います、また現実に行っております業務の範囲で、先ほども説明で申し上げました、人間形成期の一番大切な幼児の時期に教育ということで差があつてはいけない、という考え方に基きまして、それらをどのように一元的な考え方で幼児教育がなし得るものであるか、ということを一歩進めて検討していただくというのがこの研究会の継続する趣旨であります。

今度は具体的にすでに提案をして御理解をいただいております東の方に幼稚園が必要である。そのことと合わせまして、合併——二つの機能を合併することじゃありませんが、並

列させ、しかも内容的には機能が大変近づいて、そして子供のためになる、子供のために役立つというふうなことをどういふ形でやれば可能であるか、ということの研究していただくのが今回お願いをする趣旨であります。現実には、また自治体行政という範囲でかなりいままでの検討経過もありますので、一歩具体的に進めてみたい、そして多少研究機能というものを合わせて持つ、そういうことを期待をいたしたい、このように考えております。

○議長（滝瀬敏朗君） 石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君） いま市長の答弁で、私は何か

先に答申が出て、また、こういうりっぱな先生で、屋上屋ではないかというふうなことを申し上げたら、現実には当初都がつくることを予定しておった旭が丘の六四ブロック、その幼児教育総合研究所の用地にまつわるいろいろな問題は特に何かお考えになっているようなので——ただ、私は多少その場にいらっしゃる観点から見た場合に、神戸なり文教委員会では視察を予定しておったんですが、いろいろな中で、六月の定例会の前に行けなかったんですが、私も多少なりそういう予備知識を持っているんですが、公立がやる場合、この答申ではある場合には幼稚園は学校法人にやらせる、あとは保育園の場合には社会福祉法人だというふうな形なのですが、現実の場になった場合に、いままでの既存のいろいろな講師の設置者別の中で、なかなか

字で書いたというか、口で言うようなわけにはなかなか現実の行政というのはいかないのではないか、ということをお私に踏まえているわけです。

そういう中で、これはこういうりっぱな先生方の答申というのは、現場の恐らく保育園の保母さん、幼稚園の教員、こういう者が見た場合と多少高度の、何とか理論と高度のいわゆる将来像に向かっている発想では、こういう先生方のいろいろなお考えになっていることは私は了としますが、現実のいま日野の踏まえている、何とか、先ほど申し上げたように、市民要望を満たすということが現実の私は末端の政治というのは行政でなければならぬんじゃないか、こういうふうに見た場合に、もう少し何とか、ある場合には現実の、何とか、平たい言葉では議会なり行政の市長なりの現実の考え方でどう進めていくんだということが出ないと、まあ、悪い言葉になると答申倒れになるとか、研究倒れになるとか、悪い感を抱くもので、再度その辺のことがないように要望とともに市長のお考えをお聞きしたいと思います。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬敏朗君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

まだ未知数の部分が当然伴っておりまして、それから市民要求にこたえる姿でなければならぬ行政の仕事に値しないわけですから、そういうことも合わ

ますと、大変袋小路的な建物の非常に接近しておる、こういう開発が進行しておるんじゃないかと思えます。この要綱の中には第十四条に一区画の面積百三十平米、こういうような確保が明確になっておるわけですが、この点が実際に確認されておるかどうかが、こういう点が一つです。

さらには第九条との関連で、現状の樹林、こういうものの保存がこの中に明記されておりますけれども、これは個人の所有緑地等の関係の規制、これは大変困難があると思えますけれども、たとえば例示をするならば旭が丘の一丁目の東公園付近、こういうところはいままでの緑地等が相当に開発されてきている、こうした点について要綱との関連、こういうものをどのようにとらえられるかということが二つ目です。

さらに最後の三つ目は、第三十九条には指導要綱に従わない場合の措置、こういうことでいろいろの規制条件等があります。実際にこれらが適用されたことがあるかどうかということでございます。

以上が二十六ページ関係の質問でございます。

次にもう一つは、五十三ページ関係の教育委員会関係でございますけれども、これは義務教育ということで、特に小学校、中学校についてでございますけれども、学校の学級数、こういうふうな内容と生徒の数、これがそれぞれの学校でかなり違ってきておる、ばらつきが出てきておるというふうに思えます。

せまして、幸い市有地がありますのでその一部分を使用するということで、できる範囲のことを、しかも市民要求にこたえながら日野市の幼児教育というものが相当基盤として大きな展開になっておるわけでありまして。ひとつ、そういう分野の——合併をするとか統合をするとかそんなことじゃありませんが、一つの理念づくりと、それから現実の仕事というものをなるべく一致させる姿をつくり出そう、このような考え方であります。

○議長（滝瀬敏朗君）

石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）

最後に要望を申し上げておきますが、こういう各保育所なり幼稚園なり、こういうことに対する団体というんですか、議員なりの意見を、こういう先生方にも聞いてもらう機会を設けてもらうことを要望して終わります。

○議長（滝瀬敏朗君）

中山基昭君。

○六番（中山基昭君）

私は、こうした行政の経過、あるいは実態、こういうものを重要視しながらぜひ次への対応につなげる、こういうような考え方から次の二点について伺いたいわけですが、一つは報告書の二十六ページ関係の開発の指導要綱との関連でございますけれども、要綱の活用、こういう面から三項目にわたってお聞きしたいと思います。

ここに報告されておる内容だけでは明確にならないわけですが、市内の開発、あるいは新しい宅地造成等の実態を見

たとえば三十四名学級から四十二名学級、こんなふうに内容を見ると分析しているんじゃないかと思えます。そうした点から一学校の適正規模、あるいは学校の生徒数、学級数、こういうものを中学校、小学校それぞれのくらしいを考えられているかどうかということが一つ。

さらには中学校という面では第八中学校というふうな予定もあるようですけれども、小学校の新設、こういうもののこれらの計画等についてどのような考えをお持ちかどうか。その点についてお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）

都市整備部長。

○都市整備部長（前川恒雄君）

一点目につきましてお答え申し上げます。

指導要綱に規定しております宅地の面積でございますが、これは指導要綱に基づく申請があります件につきましては、必ず守らせております。

それから二番目の緑の件でございますが、これにつきまして、この指導要綱に基づく開発行為に限定して申し上げますれば、指導要綱どおりに条件をつけまして、その条件を必ず守るということ協定を結んでおります。

三点目の制裁規定を適用したことがあるかという御質問でございますが、これにつきましては、現在のところ制裁規定を適用したものはございません。ただ、かねて御議論のありました

丹野のマンションにつきまして適用寸前までいったことはございますが、適用はしておりません。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）

教育長。

○教育長（倉又秀作君）

一学級の生徒、あるいは児童の適正規模というのはどれくらいか、これは、いま法律では四十五名ということになっております。そのかわり四十六名になりますと二学級になる、そういうことがありますので、ある場合には三十何名でもって一学級、あるいは極端の場合には二十三名ですか、二十三名で一学級を構成する、そういうふうになっているわけでございます。そういうことで一応学級の算定をやっておりますが、これについてはもう今度の国会などでも通りましたように、四十五名はさすがに多いんじゃないか、さらに四十名ということで少し学級の定員というものを減らしていこう、そして質の高い教育をやっていこう、というふうな形で進んでいると思います。

なお日野市の場合に今後どれくらいの学校をつくるのかというところについていろいろ計画しておりますが、当面としては第二小学校——さっきも市長のところからも話があったと思いますが、桑園のところを一部分使っていただいて小学校をつくるということが当面の一つの問題になっております。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）

中山基昭君。

○都市整備部長（前川恒雄君）

一点目につきましてお答え申し上げます。

先ほど申し上げましたが、指導要綱に基づく届け出をしなければならぬ規模以上につきましては、先ほど申し上げましたとおり、要綱で定めております最低の面積を守らせております。

○議長（滝瀬敏朗君）

教育長。

○教育長（倉又秀作君）

学校の適正規模というようにすることになりますと、これは一番いいのはどうなのかというところ、われわれ、前には大体十八学級ぐらいがいいんじゃないかという線を考えているんですが、これは全国的な規模でございますが、しかし、実際こういう人口のどんどんふえていく市では、まあ、二十四学級ぐらいでござれば大変結構だ、こういうふうに思っておりますが、しかし、これも今後まとまった土地というものはなかなか得にくいわけでございますので、私たちとしては最大限三十学級以内の規模で抑えたい、こういうふうに考えております。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）

ほかに御質疑はありませんか。
大越久雄君。

○二十二番（大越久雄君）

先ほど助役から報告されました土地所有権移転登記手続請求事件について質問をいたします。

この件につきましては、かつて議会において高橋議員が指導

○六番（中山基昭君）

指導要綱との関連ですけれど

も、この中には適用規模ですか、これは面積、あるいは戸数ですか、適用の範囲という面でこういう規制があるんですね。

私の言うのは、そういうふうなある意味で該当するような規模でも、実際に先ほど申し上げたような実態がないかどうかという点ですけれども、先ほどの答弁で、ないということでは理解してよろしいかどうかということが一つです。

さらには教育長の方の関係になるわけですが、この報告書の中で非常に学校によってかなり学級数なり生徒数の違いがありますよ、かなり分布がばらついてますと、こういう意味合いの中からの質問です。先ほどの答弁で現状の教育問題については私も多少理解いたしております。そういう中でかなり過大校的な、たとえば何名が適正規模の学校かどうか、ここで論議するつもりはありませんけれども、教育委員会として、たとえば一千名ぐらいが適正だとか、あるいは八百名ぐらいが適正だよ、こういうふうな一つのとらえ方の中で、さらに一千名を超えている学校があとそこそこある、いっぱいあるよというふうな点について、では、ただ単に何々小を一ついま予定しているんだということじゃなくて、もう少し展望を十分お持ちになって対応していかなくちゃいかんじゃないか、こういう点です。再度質問いたします。

○議長（滝瀬敏朗君）

都市整備部長。

要綱を守らないという関係から、議会においても当時高橋議員が副議長でございまして、副議長を辞し陳謝をするというところの決議案が可決をいたしました経緯がございまして、その後紛争事件となり裁判問題になっておったんですが、和解することについてとやかくは言うものではございませんけれども、この二項について、「原告は、昭和五十三年四月一日開催の日野市議会全員協議会において訴外高橋貞惟が原告代理人として本件土地売り払い手続を撤回するかのごとき発言をしたことを撤回し、その旨を同協議会において表明する」ということでございまして、この件につきましては、高橋議員は少なくともやはり陳謝をするということ、和解をするならば議会に対しても明確にこの旨を表明しておくべきではないかと私は思いますけれども、この点についてどのように理事者側では取り扱おうとなさっておるのか。このままで報告するのみに終わりにするのかどうか。

それからもう一点は第七項の問題ですが、当然和解のことでございますから、訴訟費用の各自分担という問題も当然起こり得るだろうと思います。しかし、起こしたのは原告であって、原告がそれに応じなかったために訴訟に自分が持ち込んでしまった。これがやはり自分が、具体的には第一項において非を認めておるように私は認識しております。その点については訴訟費用等についても当然原告側が負担すべきであろうと思うが、

この点について伺いをいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）

助役。

○助役（野呂 章君）

お答えいたします。

第一点の和解条項の第二項のことです。

このことにつきましては、経緯はいまだ大越議員からのお話がありましたけれども、条項にございますように、原告におきまして、すでに過去の全協におきまして発言されたことを撤回いたして、その旨を同協議会でそのことを表明する、このようないわゆる条項の内容になっております。したがって、このことは全員協議会というふうな形におきまして処理していただかなければならない内容になってございます。そのまま見過ごすというわけにはならない、このように私どもは考えてございます。

それからただいま御質問がありましたところの第七項でございますけれども、訴訟費用というものは各自の負担とするというふうな条項になってございます。お話によりますと、原告が起した訴訟であるのだから原告に、というふうな内容になってございますけれども、和解というふうな、いわばお互い譲り合っていくというふうな形式を取ってきた関係上におきまして、それぞれの費用というものはそれぞれにおいて負担をする、というふうな内容を決めたわけでございます。したがって、この和解条項に定められた内容というのは、私どもといたしま

してはこれを履行してまいりたい、このように考えております。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）

大越久雄君。

○二十二番（大越久雄君）

それならば議会の権威はどうお考えになったか。和解以前についてこのことを当然議会側が、かつて、いま副議長を辞しておりますけれども、当時は副議長であって、副議長を辞して、その上陳謝をしないという決議案が通っているにもかかわらず、理事者はそれを無視をなさって、報告もせず事を進めて、後に報告したということに私は問題があると思うんですが、この点をいかに考えているかをお答えを願いたい。

○議長（滝瀬敏朗君）

助役。

○助役（野呂 章君）

お答えいたします。

議会のことにつきましては、第五項におきまして、原告との間に紛争が解決したということはこの本会議におきまして表明する、というふうな内容になっておりまして、皆様方にすでに資料をお手元にお届けしましたようにならぬに、それぞれの立場において、片方におきまして全員協議会において、私どもの方といたしましては本会議において表明するというふうな形を取ったわけでございます。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）

大越久雄君。

○二十二番（大越久雄君）

これは当然の報告事項で

あって、報告すること以前の問題についてはかくかくか

ようになるからその取り扱いをかくようにしたい、以後本会議、あるいは原告側からは全員協議会等においてその趣旨を申し上げ了解を得る、というふうな方向にまとまった上においてならば了解をいたしますけれども、はっきり言います、執行した後において議会のいままでの決議条項を無視をなさったとした私は解釈を取りません。それは執行者ですから、理事者は執行をした時点においてかくかくかのように執行いたしましたから御報告申し上げます、というのがこの文面であらうと思うんです。いままでの議会の決議はいかにようにお考えになったかということについては理事者は考えなかった、と私は解釈してしかるべきじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（滝瀬敏朗君）

助役。

○助役（野呂 章君）

ただいまの御発言を十分心にくみまして、そこで第五項におきましますところのこの本会議において表明する、というふうな内容に立ち至ったわけでございます。

○議長（滝瀬敏朗君）

大越久雄君。

○二十二番（大越久雄君）

今後はこのようなことのないようにして、やはり議会の決議は十分尊重しながら、その間によって執行する場合には、和解して悪いと言ってはいいませんですから、そういう執行の方面は、議会の権威だけはやはり明確に議会を尊重して執行に当たっていただくことを申し上げます。

まして質問を終わります。

○議長（滝瀬敏朗君）

ます。

次に日程第四、諸般の報告を行います。

会務報告については、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、事務局長の報告は省略いたします。

諸般の報告全般についての質疑に入ります。なければこれをもって諸般の報告を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）

御異議ないものと認めます。よ

って暫時休憩いたします。

午前十一時 一分休憩

午前十一時四十八分再開

○議長（滝瀬敏朗君）

休憩前に引き続き会議を開きま

す。

これより日程第五、日野市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては地方自治法第百十八条第二項の規定により指名推選によりたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）

御異議ないものと認めます。よ

って選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）

御異議ないものと認めます。よ

って議長において指名することに決定いたしました。

日野市選挙管理委員に山田松治郎、日野五五三七番地、明治四十四年九月二十一日生まれ。同じく斎藤俊一、万願寺一二五番地、大正三年三月十七日生まれ。同じく大沢量作、東平山二一―二四、明治四十二年五月一日生まれ。同じく朝倉陸郎、落川三四五番地、大正十二年十二月十日生まれ。

同補充員一番、守屋聡英、三沢六七二番地、昭和四年三月七日生まれ。二番、黒田栄助、多摩平一―一四―一三、大正十五年五月十三日生まれ。三番、井上信衛、日野二四六一番地、大正十二年十二月七日生まれ。四番、山田陽一、多摩平三―一―一、昭和五年二月二十三日生まれの諸君を指名いたします。

ただいま議長において指名いたしました諸君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）

御異議ないものと認めます。よ

って、ただいま指名いたしました諸君が日野市選挙管理委員会委員及び同補充員に当選されました。

ただいま当選されました諸君に本席より会議規則第二十八条第二項の規定により当選の告知をいたします。

これより日程第六、一般質問を行います。

一の一、工場、家庭の汚水を流している農業用水を改修し生活環境を整備してくださいについての通告質問者、谷 長一君より都合により本日の質問を取り下げたいと連絡がありましたので、取り下げることに決定しました。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれをもって散会いたします。

午前十一時五十二分散会

六月四日

水曜日

（第二日）

昭和五十五年
第二回定例会

日野市議会会議録

第十五号

六月四日 水曜日

(第二日)

出席議員

(二十四名)

一	黒川	重憲
二	市川	芳太郎
三	秦	正一
四	飯山	茂
五	川嶋	博
六	中山	基昭
七	大柄	保
八	田中	鯛一
九	藤林	理一郎
十	谷	長一
十一	鈴木	美奈子
十二	板垣	正男
十三	席議員	(五名)
十四	名古屋	史郎
十五	本間	寅三郎
十六	杉山	君

十六番	奥住	芳雄
十七番	石坂	勝雄
十八番	滝瀬	敏朗
十九番	林川	重義
二十番	市川	資信
二十一番	島村	孝志
二十二番	大越	久雄
二十三番	一ノ瀬	隆俊
二十四番	竹ノ上	武俊
二十五番	米沢	照男
二十六番	高橋	夫男
二十七番	正国	務君
二十八番	佐々木	昭雄
二十九番	三浦	重春
三十番	重春	君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長 森田 喜美男 君
助役 野呂 章 君
収入役 成井 正夫 君
企画財政部長 生野 清 君
総務部長 赤松 行雄 君
市民部長 神藤 貞次 君
生活環境部長 伊藤 正吉 君

建設部長 森久保 三 次 君
都市整備部長 前川 恒 雄 君
福祉部長 加藤 一 郎 君
水道部長 中村 亮 助 君
病院事務長 加藤 一 男 君
教育長 倉又 秀 作 君
選挙管理委員会事務局長 小山 光 之 君

会議に出席した議会議務局職員の職氏名

局長 田倉 高 光 君
次長 朝倉 敏 夫 君
書記 鈴木 晴 彦 君
書記 五十嵐 隆 君

書記 平川 雅 弘 君
書記 谷野 省 三 君
書記 串田 平 和 君

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一〇一三

立川速記者養成所 所長 関根 雪峰

速記者 浜田 文子 君

議 事 日 程

昭和五十五年六月四日（水）
午前 十 時 開 議

（請願審査報告）

- 一 請願第五一 三号
- 二 請願第五一 八号

（都市整備産業建設委員会）

市道拡幅に関する請願
長沼橋北側道路の歩道に関する請願

（議案上程）

- 三 議案 第三七号
- 四 議案 第三八号
- 五 議案 第三九号
- 六 議案 第四〇号

日野市市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告承認について
昭和五十五年日野市一般会計補正予算（第一号）の専決処分の報告承認について
日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について
日野都市計画平山台土地地区画整理事業施行規程を定める条例及び日野都市計画四ッ谷下土地地区画整理事業施行規程を定める条例を廃止する条例の制定について

- 七 議案 第四一号
- 八 議案 第四二号
- 九 議案 第四三号
- 一〇 議案 第四四号
- 一一 議案 第四五号
- 一二 議案 第四六号
- 一三 議案 第四七号
- 一四 議案 第四八号
- 一五 議案 第四九号

（報告事項）

- 一六 報告 第一号
- 一七 報告 第二号
- 一八 報告 第三号

交通事故（日野市日野七七三番地先路上の市の義務に属する事故）の専決処分の報告について
交通事故（日野市三沢七二七番地先路上の市の義務に属する事故）の専決処分の報告について
昭和五十五年日野市土地開発公社事業計画の報告について

(請願上程)

二〇 請願第五五一号

日野市立中学校に学校給食を実施する件についての請願

本日の会議に付した事件

日程第一から第二〇まで

午前十時二十分開議

○議長(滝瀬敏朗君)

本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十一名であります。

これより請願第五一三号、市道拡幅に関する請願、請願第五一八号、長沼橋北側道路の歩道に関する請願の件を一括議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(滝瀬敏朗君)

御異議ないものと認め一括議題

いたします。

都市整備産業建設委員長の審査報告を求めます。

(都市整備産業建設委員長登壇)

○都市整備産業建設委員長(奥住芳雄君)

それでは

都市整備産業建設委員会関係の請願の審査結果を報告いたします。

去る四月の二十三日に付託されておりました請願審査を行いました。請願第五一三号、市道の拡幅に関する請願、本請願は日野市三沢九二四一三、梅ヶ丘自治会長上野吉男さん外九十四名の方から出されたものであります。この市道は梅ヶ丘団地より百草台団地へ抜ける道路で、一部狭いところがあり、危険のため拡幅してほしいとの要望であります。また、三沢台小学校の新設により学区の変更で通学路にもなった道路であります。当委員会は現地調査の上、慎重審査の結果、全会一致採択と決

定をいたしました。

続きまして、請願第五一八号、長沼橋北側道路の歩道に関する請願でございます。本請願も日野市西平山三一五一五、川北自治会長阿川 茂さんから出されたものであります。長年の住民の要望でありました長沼橋に歩道ができましたが、橋の北側の取りつけ部分が曲がっていて、歩道と車道の区別がなく、車のすれ違い橋となって歩行者が非常に危険であるので改善を求めるものであります。当委員会はこれも現地調査の上、慎重審査の結果、全会一致採択と決しました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長(滝瀬敏朗君)

これより質疑に入ります。なければこれをもちて質疑を終結いたします。

本二件について御意見があれば承ります。なければこれをもちて意見を終結いたします。

これより本二件について採決いたします。本二件に対する委員長報告は採択であります。本二件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(滝瀬敏朗君)

御異議ないものと認めます。よ

って請願第五一三号、市道拡幅に関する請願、請願第五一八号、長沼橋北側道路の歩道に関する請願の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより議案第三七号、日野市市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分、報告承認の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）

議案第三七号につきまして提案の理由を御説明申し上げます。本議案は、国の地方税法の改正により日野市市税条例の一部を改正するもので、地方自治法第七十九条第一項の規定に基づき、昭和五十五年五月七日付で専決処分したものであります。詳細につきましては、担当部長に説明いたさせていただきますので、よろしく御承認をいただきますようお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）

関係部長から詳細説明を求めます。市民部長。

○市民部長（神藤貞次君）

この議案につきましては詳細を御説明させていただきます。この三七号議案でございますが、五十五年度の地方税法の一部改正に伴う市条例一部改正案でございます。地方税法の一部を改正する法律案は、二月八日に閣議決定、即日国会に提出され、三月三十一日国会で可決成立されまして、四月一日から適用となりました。まず一点でございますが、第二十四条第二項中の改正でございますが、この二十四条は個人の市民税の非課税の範囲でございます。均等割りのみを課す限度額の引き上げでございます。十枚ほどめく

という均等割りの性格というのか、そういうところから引き上げたものでございます。以上でございます。

その次にまいりまして、三十二条の三第一項の表、それから五十二条の四の表の一部改正でございます。これは関連がございますので、まとめて申し上げたいと思います。

この三十二条の三でございますが、これは所得割りの税率でございます。それから五十二条の四、これは分離課税に係る所得税の税率、退職所得等のものでございます。これの税率の変更でございますが、この理由づけといたしましては、先ほど申し上げましたように、低所得者層の負担の軽減を図るため、課税最低限が百四十九万円から百五十八万四千円に引き上げられました。この引き上げによる減収に対処するため所得割りの税率をアップした、こういうような理由づけでございます。この補てん分は比較的所得の高い層を中心に求められてございます。二%から十四%の十三段階の税率は変更がございません。その適用区分に若干圧縮されたような形でございます。これは自治省の説明でございますが、減税、増税の分岐点はどうなっているかというようなお話がございました。独身者の場合は百六十六万円が分岐点になっているそうです。夫婦の場合は二百九万円、それから夫婦子供一人の場合が三百二十八万円、夫婦子供二人の場合が六百五十三万円、そういうような分岐点になっているそうです。

っていたかしまして、新旧対照表を御覧になっていただきたいと思ひます。これは現行法が二十万円、これが二十二万円に二万円の引き上げとなつておるわけでございますが、この理由といたしましては、低所得者層の負担の軽減を図るために課税最低限が引き上げられまして、それに伴ひまして、所得控除の改正が行われ、基礎控除、配偶者控除、扶養控除等が二十二万円に引き上げられました。そういうような関係で、この均等割りのみを課す場合の限度額も引き上げられたわけでございます。事例を申し上げますと、扶養人数が配偶者と子供一人の場合でございます。これが二十二万掛ける三人、これはプラス一がございますので、三人で合計六十六万、そういうような形になります。そういう金額になります。これが二十四条の改正でございます。

次に三十条の均等割りの税率でございますが、これは均等割りの税率が千二百円から千五百円、三百円のアップでございます。参考に申し上げますと、都民税が三百円から五百円、二百円アップになります。市と都を合計しますと、千五百円が二千円、合計五百円の増となります。この理由づけといたしましては、やはり個人住民税の均等割りにつきましては、五十一年度に引き上げて以来ずっと据え置かれておりました。その後における自治体の行政サービス水準の向上とか、あるいは物価水準の変動等が考えられまして、それからさらには一部を分担する

それから、九十八条の電気税等の徴収の方法でございますが、電気税の改正でございますが、これは条文の中に専修学校が入ってきた、そういうような形でございます。これはやはり、社会的な専修学校の内容といひますか、そういうものにつきまして、いわゆる学校教育法第一条の学校、いわゆる小学校、大学校等と同等の扱いをするということで、非課税になったというそういう形でございます。

その次に六条、七条関係でございますが、これは六条を申し上げますと、個人の市民税の課税標準の特例、七条は個人の市民税の配当控除でございます。これは利子配当所得に係る課税の特例措置の延長でございます。おのおの三年延長になってございます。やはりこれにつきましては、所得税におきまして、現行の制度が十五年の末に期限が切れるんでございますが、五十九年一月一日から総合課税に移行することになりまして、それに関連しまして、住民税におきまして、六十年から総合課税が実施されると、その期間現行のまま適用で行うと、そういうような形でございます。

さらに六条につきまして申し上げますと、先ほど申しましたように、個人の市民税の課税標準の特例でございますが、現行の住民税におきましては、株式等に係る配当所得について、所得税における源泉分離選択課税されたものについては、特に他の所得と合算して、総合課税にするんだ、そういうような特例

でございます。

それから個人の配当控除でございますが、こちらの方は、所得税の納税義務者であるいわゆる証券投資信託の収益の分配、投資信託の収益の分配でございます。これも所得税の改正と同様に、配当控除不適用の特例というようなことが現在行われております。これがやはり延長されました。

それから、附則の十五条の関係でございますが、これは特別土地保有税の改正で、いわゆる過疎対策の関係でございます。現在過疎地域対策緊急措置法という法律が五十五年三月三十一日までの時限立法でございます、切れるわけでございます。ところが、いわゆる工場の建物に供されている土地に関しては、現在どおり非課税になるんだ、そういうような意味合いでございます。

次に十七条、十八条これは土地の譲渡関係でございます。土地等の譲渡所得に対する課税の特例でございます、十七条は、一、二、三つに關係してございます。ここで、十七条は長期譲渡所得関係でございます、十八条は短期譲渡関係でございます。長期と短期との区分ということが言われてございますが、これが四十四年一月一日以前に取得した土地等に関するものが一応長期、それ以後のものは短期、そのように区分されておるそうです。改正の内容につきまして触れさせていただきます。附則十七条のでございますが、従来は課税長期譲渡所得金

額につきまして、二千万以下の場合が四％、これが八十万円でございます。それと、二千万以上の四分の三総合上積み課税の二つの段階ございましたが、この改正は三つに一応分かれてございます。四千万以下の場合四％、これは百六十万でございます。それから、四千万以上八千万以下でございますが、これは二分の一総合上積み課税、それから、さらに八千万以上の場合四分の三総合上積み課税、四千万から八千万以下というのが新設された項目でございます。

次に附則十七条の二でございますが、これは優良住宅土地譲渡に関するものでございます。そのイといたしまして、全部優良の場合でございますが、従来はやはり二つの段階でございました。四千万以下が四％、百六十万円でございます。四千万以上は二分の一総合上積み課税、そういうような形でございます。今回の改正でございますが、四千万以下の四％、百六十万、これは従来と同じでございます。それからさらに四千万から八千万の間、これが二分の一総合上積み課税になります。それから八千万円を超えるもの、これはやはり二分の一総合上積み課税、一応この八千万で区切って出てございます。

それから、十七条の一部が優良宅地の場合のあれを簡単に申し上げますと、一としまして、四千万以下が四％、それから優良分が四千万を超え、一般分が八千万以下の場合二分の一総合課税、それから、三としまして、優良宅地のうち一般分が八

千万を超えるものは百六十万円プラス一般分の四分の三、優良分の二分の一総合上積み課税、そういうような形になります。

それから、十七条の三のこれ最後でございますが、これは特定市街化区域の農地の場合でございます。これは四千万以下の場合が、一般の場合は四％でしたが、三・四％百三十六万円が限度額になりました。それから、四千万を超える場合は百三十六万円にプラス課税長期所得マイナス四千万円に掛ける四％を足したものでございます。そういうような形になっております。

次の短期譲渡所得十八条関係は現行のままで、ただ期限が取られたという形でございます。以上でございます。（「了解」と呼ぶ者あり）あと附則なんでございますが、お読みになっていただければ結構です。そういうことでございます。

○議長（滝瀬敏朗君） これより質疑に入ります。高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君） 最後の説明の第十八条の、当分の間と今度改正されたようですけれど、大体想像するにどのくらいのことであるか。それから二つとして、この条例改正を日野市に当てはめるときに、改正前と改正後と税収の増減がどのくらいあるか、概略でいいですから、わかったら御回答願います。

○議長（滝瀬敏朗君）

市民部長。

○市民部長（神藤貞次君）

ただいまの御質問にお答

えいたします。十八条の当分の間でございますが、ちょっとこれははっきりわからないですけれども、これ後ほど調べて――。

それから、改正後と改正前のいわゆる税収につきましてはどうか、というような御質問でございますが、これはやはりこの前田倉部長のときに申し上げた数字とほとんど同じような数値が出まして、増減はございません。ただうちの場合、六百三十五万以下の方がわりあい比較的多うございまして、それで減収になります。やはり譲渡所得やその他の関係で、やはり六百三十五万以上の上の方から増収がありますので、とんとんになるそうでございます。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）

竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君）

市長にちょっと質問し

たいと思います。第三十条の改正で均等割りの税率が変更されるということになっております。市都民税で五百円のアップということになりましたが、この点に関連いたしまして、地方自治法の改正によるという理由で専決処分をしたということですので、大体わかるわけですが、どうしてもこれは上で言われたとおり値上げしなければいけなかったのかどうかという点が一点です。日野市だけ据え置くというようなことはできなかったのかということ、それから、低所得世帯に対する何らかの形でのこういう値上げに伴う配慮、こういう点が今後検討できないのかどうかと、こういう点に関して市長から答弁いた

きたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

私の理解では、租税法律主義

と申しましょうか、法律でやっぱり定めたものに準拠していくということが、特に税に関しましては、自治体の置かれておる立場である、このように考えております。したがって、下限が上がった部分もありますし、その負担の度合いというのが、所得の少ない方にはなるべく負担を少なく、それから所得の多い方にそれに見かわるべきものを負担をしてもらう、言うなれば応能主義の一つの姿である、このように解するところであります。特例というものがなし得るかどうか、ちょっとわれわれもまだ研究不足であります、考え方といたしましては、なるべく大衆課税は軽くあるべきものと、このように考えております。

○議長（滝瀬敏朗君）

ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）

御異議ないものと認めます。よ

って本件については、委員会付託を省略することに決定いたし

す。

○議長（滝瀬敏朗君）

関係部長から詳細説明を求めま

す。選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（小山光之君）

それで

は補正予算第一号につきまして、かいつまんで御説明申し上げます。補正の総額は千四百六十三万五千円でございます。二ページ、三ページ目をお開きいただきたいと思ひます。

御承知のように五月十九日に衆議院が解散になりました、六月二十二日投票ということで、参議院議員選挙と同時に投票が行われることになりました。あわせて東京都条例の直接請求が行われておりまして、ここに二ページ、三ページ目にございすそれぞれ歳入の金額は、上の金額が九十万円で、これは都条例直接請求にかかわる事務費の都の委託金でございます。下にございす金額が千三百七十三万五千円で、衆議院議員選挙費、あわせて行われます最高裁判所裁判官の国民審査に要します経費の都から交付されます委託金の総額でございます。これが歳入でございます。

次の四ページ以降でございますが、一の選挙管理委員会費の中に東京都条例の直接請求にかかわる執行経費が組み込まれております。詳細につきましては、五ページにあるとおりでございます。なお、五の目のところの衆議院議員選挙費、最高裁判所裁判官国民審査費につきましては、総額が歳入の額と同様、

ました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）

御異議ないものと認めます。よ

って議案第三七号、日野市市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分報告承認の件は、原案のとおり承認されました。

これより議案第三八号、昭和五十五年日野市一般会計補正予算（第一号）の専決処分の報告承認の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）

議案第三八号につきまして提

案の理由を説明申し上げます。本議案は、昭和五十五年日野市一般会計補正予算第一号であります。地方自治法第七十九条第一項の規定に基づき、昭和五十五年五月二十日付で専決処分をいたしましたので、それに伴いました報告であります。補正額は、歳入歳出それぞれ千四百六十三万五千円を追加し、歳入歳出予算の総額を二百一億三千二百九十万七千円とするものであります。詳細につきましては、担当部長に説明いたさせていただきますので、よろしく御承認をいただきますようお願いいたします。

千三百七十三万五千円ということでございまして、五ページ以降に詳細に説明がございすところ、通常の選挙費の予算の組み方と同様でございます。五月十九日に衆議院が解散になりましたので、緊急を要するために都条例の直接請求の経費とあわせて五月二十日に専決処分をさせていただきました。その御報告でございます。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）

これより質疑に入ります。な

ければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）

御異議ないものと認めます。よ

って本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）

御異議ないものと認めます。よ

って議案第三八号、昭和五十五年日野市一般会計補正予算

(第一号)の専決処分の報告承認の件は、原案のとおり承認されました。

これより議案第三十九号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長(森田喜美男君)

議案第三十九号につきまして提案の理由を御説明申し上げます。本議案は、四月二十二日に実施されたたばこの定価改定に伴い、日野市市税条例の一部を改正するものであります。詳細につきましては、担当部長に説明いたさせていただきますので、よろしく御承認のほどをお願いいたします。

○議長(滝瀬敏朗君)

関係部長から詳細説明を求めます。市民部長。

○市民部長(神藤貞次君)

ただいまの三十九号議案につきまして御説明申し上げます。この条例は市条例九十一条三項の一部改正でございます。ちょっと申し上げますと、市条例九十一条は市たばこ消費税の納税義務者等を規定しておるのでございます。市のたばこ消費税は専売公社が小売人に売り渡す製造たばこに対して、第三項の規定によって算定した金額を課税標準として公社に課す、ということになってございます。第三項の規定、先ほど申し上げましたように今回改正されるわけでございますが、たばこの値上げは四月に行われまして、こ

れに伴いまして、たばこの売り上げの落ち込みが予想されるために、昭和五十五、五十六年度、この期間を具体的に申し上げますと、五十五年五月から五十六年三月までの期間に限りて課税標準算定の基礎となる額、これは一本当たり全国平均小売価格に乘ずる製造たばこの売り渡し本数について、一定の率を補正するものでございます。落ち込みが予想されるので、掛ける

売り渡し本数を補正する、そういう意味合いでございます。

とりあえず五十五年四月申告納付分についての補正は、一・〇、五月以降は政令で定める率、これが今回行われる改正でございますが、これは一・〇四ですね、四〇の補正をする、そういうことでございます。以上でございます。

○議長(滝瀬敏朗君)

これより質疑に入ります。なければこれをもちて質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもちて意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第三十九号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定の件は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(滝瀬敏朗君)

御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

これより議案第四〇号、日野都市計画平山台土地画整理事

業施行規程を定める条例及び日野都市計画四ツ谷下土地画整理事業施行規程を定める条例を廃止する条例の制定、議案第四一号、日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(滝瀬敏朗君)

御異議ないものと認め一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長(森田喜美男君)

議案第四〇号について説明を申し上げます。本議案は、「平山台土地画整理事業」及び「四ツ谷下土地画整理事業」の事務の完了に伴い、日野都市計画平山台土地画整理事業施行規程を定める条例及び日野都市計画四ツ谷下土地画整理事業施行規程を定める条例のそれぞれを廃止するものであります。

次に、議案第四一号は、日野市立公園条例の一部を改正するもので、今回新たに「矢崎公園」を加えるものであります。両議案につきまして、詳細については、担当部長に説明をいただきますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(滝瀬敏朗君)

関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長(前川恒雄君)

議案第四〇号につきま

して御説明申し上げます。ただいま市長の説明にございましたように、平山台画整理事業につきましては、昭和三十八年事業認可、四ツ谷下につきましては、四十一年事業認可で事業を行ったわけでございますが、このたび事業がすべて完了いたしましたので、これに關します条例の廃止をお願いする条例の制定でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(滝瀬敏朗君)

これより質疑に入ります。なければこれをもちて質疑を終結いたします。

本二件について御意見があれば承ります。なければこれをもちて意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第四〇号、日野都市計

画平山台土地画整理事業施行規程を定める条例及び日野都市計画四ツ谷下土地画整理事業施行規程を定める条例を廃止する条例の制定、議案第四一号、日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定の件は、都市整備産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(滝瀬敏朗君)

御異議ないものと認め都市整備産業建設委員会に付託いたします。

これより議案第四二号、日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定、議案第四三号、日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いま

が、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）

御異議ないものと認め一括議題

といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）

議案第四二号につきまして提

案の理由を説明を申し上げます。本議案は、「市立東宮下地区センター」の開設に伴い、日野市立地区センター条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第四三号は、日野市遊び場条例の一部を改正するもので、「中程久保こども広場」を廃止して新たに「東宮下こども広場」を加えるものであります。二つの議案につきまして、詳細につきましては、担当部長に説明をいたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）

関係部長から詳細説明を求めま

す。福祉部長。

○福祉部長（加藤一郎君）

最初に四二号議案でござ

いますが、この地区センターにつきましては、四十九年の四月四日、東平山で起きました送電線の鉄塔倒壊事故、その建てかえに当たりまして、東京電力との約束によりまして、東京電力が工事管理事務所として使用しておった建物等を市が無償で譲

り受けたものでございます。敷地は東電との約束で無償貸与になっておりますが、先ほど申し上げました建物、付帯設備、これはプレハブの物置、植樹、備品といたしまして、長机等地区センターとして必要な備品一式が譲り受けてございます。

四三号につきましては、最初に別表の第三の中で「中程久保こども広場」の削除がございました。これにつきましては、五十年四月から五年間の期限で借用しておりましたが、五十五年三月三十一日の更新時に地主の方から貸店舗をつくりたいということで、更新できない旨連絡がございました。そういう理由でお返しすることになりました。

次に、「東宮下こども広場」でございますけれども、これにつきましては、四二号議案の中で御説明申し上げたとおり、遊具等をこれが無償で譲り受けた、ということ追加をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）

これより質疑に入ります。な

ればこれをもって質疑を終結いたします。

本二件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第四二号、日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定、議案第四三号、日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定の件は、厚生委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）

御異議ないものと認め厚生委員

会に付託いたします。

これより議案第四四号、昭和五十五年度日野市一般会計補正予算（第二号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）

議案第四四号について提案の

理由を御説明をいたします。本議案は、昭和五十五年度日野市一般会計補正予算（第二号）であります。補正の額は歳入歳出それぞれ一千三百四万円を追加し、歳入歳出予算の総額を二億四千五百九十四万七千円とするものであります。詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議御決定をお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）

歳入及び歳出全般及び第二表債

務負担行為補正の説明を関係部長から求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（生野 清君）

議案第四四号につい

て御説明申し上げます。補正の総額につきましては、提案理由の中で市長が申し述べましたとおり、一千三百四万円でござい

ます。内容としては、歳入としては、使用料あるいは国庫支出金、繰越金のこの三本でございます。その歳入の明細につ

きましては、お手元にあります資料の三ページから八ページの間に掲げてございます。

歳出につきましては、その歳出の主なるものは、仮称第八中学校の給食施設に関するもの、それともう一点としましては、廃棄物の清掃に関する都の法律が改正されまして、尿尿浄化槽定期検査制度というものが五十五年の四月より発足いたしました。それに伴う浄化手数料の変更、そのための歳出の予算、それが主なものでございます。九ページから歳出になりますので、ページを追って御説明したいと思えます。九ページ、十ページにありますのが、ただいまの尿尿浄化槽検査の点でございます。次も同じでございますので、十四ページをお開き願いたいと思えます。これは、学童クラブの人員増に伴うその措置に要する費用の計上でございます。それから、十六ページにつきましては、これは歳入の項にございます、いわゆる公害防止器費の国の支出金見合いの備品購入費でございます。周波数分析器でございます。次に飛びまして、二十ページをお開きを願いたいと思えます。これは、上段から非常備消防費と目の三の消防施設整備費、これの款の四万五千円予算の組みかえでございます。それから、次のページの二十二ページにつきましては、上段は尿尿浄化槽検査手数料でございますが、下段の需用費につきましては、平山台小学校増築分のカーテン、これは夏前に取りつ

二十四ページ、これには上段は、例の尿尿浄化槽でございますが、下段につきましては、八中の給食施設の監理費、それから監理委託料ですね。それから十八の備品購入費につきましては、これは第二中学校の金工室を改築いたします際の備品購入費でございます。夏休みにセットを終わりたいということで、ここで補正をさせていただきます。それから次のページにいきまして、上段の幼稚園の需用費につきましては、これは消耗品代の人員増による不足をここで補いたいということで、補正させていただきます。人員増及びいわゆる園児の消耗品費の増額に対応するための補正でございます。なお、下の三の幼稚園保健体育費の中の委託料でございますが、これは園児の人員増による検査手数料の追加でございます。次の二十八ページにいきましては、これは消火器は消防法によるものでございますが、次の段の報酬につきましては、その説明欄に書いてございますとおり、文化財専門委員の新たをお願いすることになった専門委員の報酬費の補正でございます。なお、下の賃金も調査事務費の中でのいわゆる人員増による補正でございます。あと一番最後のページの予備費でございますが、これは予算全体の計数整理によって生じた端数の補正でございます。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君） これより質疑に入ります。なければこれをもちて質疑を終結いたします。

市多摩平五丁目二番地の五、氏名・高崎克好、克は克己という言葉がございますが、十の下に兄という字を書く文字でございます。高崎克好氏、好は好むであります。女へんに子供の子の好むであります。生年月日・昭和四年五月二十三日と御記入くださるようお願いをいたしまして、御承認を賜りますようお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君） これより質疑に入ります。なければこれをもちて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君） 御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君） 御異議ないものと認めます。よって議案第四五号、日野市監査委員（知識経験者選出）の選任

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第四四号、昭和五十五年日野市一般会計補正予算（第二号）の件は、歳入全般及び歳出のうち総務費、予備費、第二表債務負担行為補正を総務委員会へ、歳出のうち民生費、衛生費、消防費を厚生委員会へ、歳出のうち土木費を都市整備産業建設委員会へ、歳出のうち教育費を文教委員会へそれぞれ付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君） 御異議ないものと認め、それぞれの委員会へ付託いたします。

これより議案第四五号、日野市監査委員（知識経験者選出）の選任同意の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第四五号につきまして提案の理由を申し上げます。本議案は、日野市監査委員（知識経験者選出）の選任同意についてでありまして、地方自治法第九十六条第一項の規定により議会の同意を求めるところであります。恐縮でございますが、お手元の用紙の空欄の中に上段から次のように御記入をお願いいたします。上段から、住所・日野

同意の件は、原案のとおり同意されました。

これより議案第四六号、日野市固定資産評価審査委員会委員の選任同意の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第四六号は、日野市固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてであります。地方税法第四百二十三条第三項の規定により議会の同意をお願いをするものであります。よろしく御承認を賜りますようお願いをし、恐縮でございますが、お手元の白紙の空欄の中に、上段から、住所・日野市日野二二六番地、佐藤信雄氏、生年月日は大正四年八月二十九日であります。なお、ちなみに同氏はすでに前任の経験を勤めていただいておりますので、このたび再任を願おうというものであります。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君） これより質疑に入ります。なければこれをもちて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君） 御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決定いたし

ました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）

御異議ないものと認めます。よ

って議案第四六号、日野市固定資産評価審査委員会委員の選任同意の件は、原案のとおり同意されました。

これより議案第四七号、日野市立日野第八中学校（仮称）新築工事請負契約の締結の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）

議案第四七号につきまして提

案の理由を御説明いたします。本議案は、日野市立第八中学校（仮称）新築工事の請負契約を締結するもので、地方自治法第九十六条第一項第五号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第二条の規定により提案するものであります。

入札の結果、大成建設株式会社が八億六千五百万円で落札いたしました。

なお、本件の詳細につきましては、担当部長に説明をいたさ

せますので、よろしく御審議決定をお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）

関係部長から詳細説明を求めま

す。総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）

詳細につきまして、議案

四七号につきまして御説明申し上げたいと思います。五月の六日に指名委員会を開催しまして、入札調書にございますところの十社に指名選定をしたわけでございます。それで、五月の十二日にこの十社をもって競争入札を執行した結果、第二回の入札で提案の大成建設に落札した次第でございます。工事件名は、日野市立日野第八中学校の新築工事、それから契約金額が八億六千五百万円、契約の方法は指名競争入札、それから工期でございますけれども、昭和五十六年の七月十日とこのようになっておりますけれども、本体校舎部分につきましては、五十六年の三月十日まで、それから外構工事につきましては、ここにございますように七月の十日まで、このような二通りになっておるわけでございます。契約の相手が東京都新宿区西新宿一丁目二五番地一号の大成建設代表取締役社長佐古 一、このようになっておるわけでございます。

それで、一枚めくっていただきました、内容でございますけれども、鉄筋コンクリートの四階建てということで、建築面積が千五百三十五・五九二平米、それから一階、二階、三階、四階、屋上というふうなことになります、延べ面積で五千六百

二十・一一七平米このような内容でございます。普通教室が二

十四、それから、特別教室が十教室、それから管理部門でございますけれども、校長室とか事務室、あるいは配膳室等も全部入れて、部屋数にしまして二十九の管理部門ということになるわけでございます。二十九と共用部分が入るわけでございます。それから、三から次の六の外構工事までにつきましては、ここに詳細にお示し申し上げたとおりでございますので、説明は省略させていただきますと思います。二枚めくっていただきますと、地図が出てまいりますけれども、所在地と言いますのは下耕地でございます。都営の平山団地の東寄り浅川沿いということになります、浅川を背中にした形で、グラウンドが南側にセットされる、二百メートルのトラックがセットされる、

このような配置でございまして、都営団地の方には、体育館だとか、プールというものがセットされる、このような配置でございまして。さらに一枚めくっていただきますと、真中にございますのが、一階から四階までの配置図でございます。左側の欄外に、左側と言いますか、上にございますところの欄外は、外構工事、倉庫、体育倉庫とか、あるいは屋上の平面図でございまして。大体以上のような内容で、大成建設と仮称第八中学校の契約を締結した次第でございます。よろしく御審議を賜りたいと思ひます。

○議長（滝瀬敏朗君）

これより質疑に入ります。林

重義君。

○十九番（林 重義君）

ただいま給食室の予算の問題

があったようですけれど、前段です、給食室の位置とかそういうものがないようですけれど、どの辺に建てることになつてゐるのか、予定ですけれども、お聞きしたいと思います。が、この予算の工事費には関係ないでしょうか。

○議長（滝瀬敏朗君）

建設部長。

○建設部長（森久保三次君）

現在この配付してあり

ます配置図には給食室が載っておりませんけれども、校舎等の左側、危険物倉庫としてございますが、その左側を予定しております。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）

林 重義君。

○十九番（林 重義君）

この図で見ますと、やっぱり

給食室をこの絵図でいきますと、西側というか、そういう形の現在校舎のないところに建てるというふうなお話のようですけれども、やはりいろんな問題がございます関係で、問題点がありまして、実は、この内容については、区画整理内にセットするということは、ご存じだと思いますけれども、そういう形の中で、当初予算のときに、確かに校舎の面については、予算の計上がございます、その後、給食室は今回の六月補正で出されたという形の中で、いろいろ事情というか、組合との話し合いというその中であって、急にそういうふうな問題が出された

いうことで、組合も非常に何か苦慮しているというような考えもございます。そういうことからいっても、でき得れば、個人的にいろいろ教育委員会と話をしてもいいんですけど、一応ここへ出ましたので、お話し申し上げるんですけれども、何かその給食室の位置を中央というか、校舎の裏側、生徒のおられるようなところにセットするのが妥当じゃないかというふうにも考えるわけなんです。そういう意味合いからいっても、一応その場所ができることならば、やはりその将来の問題は問題として、西側を残しておくということの中で、やはりここには倉庫とか、自転車置き場というふうなこともあるようですので、そういうことからいって、位置を変えられることでしたらば、ぜひ変えていただきたいというような要望なんですけれども、その点どうなんでしょうか。

○議長（滝瀬敏朗君）

建設部長。

○建設部長（森久保三次君） 設計を急に変更するということも、工期の関係であるいはむずかしいと思いますけれども、なお検討してみたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）

林 重義君。

○十九番（林 重義君） いま建設部長の答弁ですと、検討してみたいということでありますので、でき得れば組合との関係もございまして、位置を変えたいということをこの席から篤と要望を申し上げたいので、よろしくどうぞお願いいたします。

す。

○議長（滝瀬敏朗君）

ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第四十七号、日野市立日野第八中学校（仮称）新築工事請負契約の締結の件は、総務委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）

御異議ないものと認め総務委員会に付託いたします。

これより議案第四十八号、日野市一般職の職員等の昭和五十五年六月期における期末手当の特例に関する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）

議案第四十八号について提案の理由を申し上げます。本議案は、昭和五十五年六月期における一般職の職員等の期末手当の特例に関する条例の制定であります。

一般職の職員につきましては、日野市一般職の職員の給与に

関する条例第十六条に定める期末手当百分の百四十を、昭和五十五年六月期に限り、百分の百六十プラス六千円とするものであります。この支給率は、五月二十九日、職員組合と交渉の結果、妥結、合意したものであります。

また、市長等の特別職につきましては、これに準じて支給率を百分の二百二十とするものであります。よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）

関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）

議案の第四十八号につきまして

しては、追加議案で提出申し上げた次第でございます。御参照賜りたいと思います。それで、一般職の職員の六月期における期末手当でございますけれども、これにつきましては、五月の十五日に統一要求という形で職員組合の方から、二・五カ月、五万円の要求があったわけでございます。これにつきまして、数回にわたり組合側と折衝を重ねてきた結果、五月の二十九日理事者から御説明がございましたように、二・二カ月プラス六千円という形で妥結したわけでございます。これにつきましては、各市大体こういうそろった形で妥結をしているという状況にあるわけでございます。それで、昨年の六月は二・二カ月プラス一万円という実績でございましたので、ことはプラスアルファの方がマイナス四千円という状況でございます。厳しい

財政状況というふうなところでの市側と職員組合との妥結の結果でございます。

それから、支給額でございますけれども、去年の六月の場合の三十七歳の平均支給額は、四十五万四千六百五十九円でございます。ことしの場合には四十七万二千九百六十三円ということで、プラスアルファの方は下がっておりますけれども、ベースアップだとか定昇というものによってカバーされますので、実績においては、昨年よりも一万八千三百四円増加すると、こういう内容のものでございます。よろしく御審議を賜りたいと思います。

それから、理事者三役につきましては、御説明ございましたように二・二カ月、教育長についても二・二カ月、こういう内容でございます。よろしく御審議を賜りたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）

これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件につ

いては、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）

御異議ないものと認めます。よ

って本件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）

御異議ないものと認めます。よ

って議案第四八号、日野市一般職の職員等の昭和五十五年六月期における期末手当の特例に関する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第四九号、昭和五十五年六月期における日野市議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）

議案第四九号について提案の

理由を説明申し上げます。本議案は、昭和五十五年六月期における日野市議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定で、今期の支給率を百分の二百二十とするものであります。よろしく御承認、御決定をお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）

これより質疑に入ります。なければこれをもちて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっておりま本件につ

いては、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）

御異議ないものと認めます。よ

って本件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）

御異議ないものと認めます。よ

って議案第四九号、昭和五十五年六月期における日野市議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより報告第一号、交通事故（日野市日野七七七三番地先路上の市の義務に属する事故）の専決処分報告の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役登壇〕

○助役（野呂 章君）

報告第一号につきまして報告申

し上げます。日野市日野七七七三番地先の路上で起きた事故について、地方自治法第八十条第一項の規定により、三月十七

日専決処分をいたしましたので、同法同条第二項の規定により報告するものであります。

なお、詳細につきましては、担当部長に説明いたさせます。

○議長（滝瀬敏朗君）

関係部長から詳細説明を求めま

す。総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）

交通事故の報告でござい

ます。第一号でございすけれども、これにつきましては、昭和五十五年の三月十日、建設部の土木課の田中 寛、これが職員でございすけれども、道路のパトロール中に舗装道路の破損箇所を発見し、停車して、その破損箇所の確認ということになるわけでございすけれども、その際に破損箇所との関係で車両を——この車両というのは二トンのダンプ車でございすけれども、後ろへバックさせようとしたところが、後ろにここにございす成田桂子さんの車が後続しておったと、それで、その車にバックする際に接触したというか、ぶっつけてしまっ

た、このような事故でございす。こういうふうな接触事故を起こした地点といひますのは、日野橋から新井橋を通るところの都道がちょうど中央高速道と交差するところ、中央高速道路の下を通ります、あそここのところの側道、側道市道でございす。そこでもって破損箇所を発見しまして、バックする必要があります。バックしたところが後ろにこの立川市羽衣町の成田桂子さんの車があったと、気づかずにバックしたと、こういう

ことでございす。その結果、六万五千八十円の車両がバンパ

等を破損しておりますので、それに要する修理代を支払ひ示談が成立しておりますわけでございす。日野市議会の専決事項の指定に基づく要するに軽易な和解とか損害賠償については、市長の方で専決してよろしいという御決定をいただいておりますので、それに基づいて専決したわけでございすので、報告する次第でございす。

○議長（滝瀬敏朗君）

これより質疑に入ります。川嶋

博君。

○五番（川嶋 博君）

交通事故につきましては、たび

たびこういう問題が発生しておりますけれど、この事故につきましては、今後の安全対策、または指導、心構えというものがありませんらお聞かせ願ひたいと思ひます。

○議長（滝瀬敏朗君）

総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）

まことに毎年のように多

少の事故が起きてゐるわけでございす。まことに申しわけなく感じておるわけでございす。管財課の方で集中管理しております。約百台からの車両がございす。大体交通事故といひますと、市内の中におきまして起きるわけでございすので、大方が市民相手というふうなこと等でございすので、なお一層厳しく事故を絶滅していくという心構えに厳しいものを感じるわけでございす。

それで、五十四年は四件、五十三年は二件、五十二年は三件ですか、五十四年は少し例年よりもふえてるような状況でございます。五十五年につきましては、いま報告してるような状況になっておるわけでございます。主に物損事故が多いから、非常に軽傷な人身事故等もこの中に入っておるわけでございます。

いずれにしても、事故の市民相手が多うございますので、絶滅を期していきたいというふうに考えておるわけでございますけれども、総務部の職員課では、やはり計画的に運転者の交通安全講習というのをやはり年一回必ず計画しております。それから管理課におきましては通常二回、それから時によっては三回というふうな状況で、やはり安全指導とか、あるいは安全の注意の通知等を出しておるわけでございます。そういうふうな状況にございますけれども、非常に軽易な事故がまだ絶えないというふうな状況にございますので、これからの対応としては、やはり担当の部長さん、課長さんと一緒にやりまして、よりよい方法を日常やはり注意していくという方法を、効果的な方法を取りたいというふうに考えておるわけでございます。

○議長（滝瀬敏朗君）

川嶋 博君。

○五番（川嶋 博君）

このことにつきまして、金額につきましては、これは金額が低いかから自賠責の対象にならなかったのかということ、あと一件につきまして、こういう作業

の際には必ず安全にする、一人だけではなくて、同乗する作業者の人がいたかどうか、そういうことをひとつ伺いたします。

○議長（滝瀬敏朗君）

総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）

前半の方を私の方でお答え申し上げたいと思います。六万五千八十円でございますけれども、これにつきましては、自賠償の全額対象になっております。後段につきましては、建設部長の方からお答え申し上げます。

○議長（滝瀬敏朗君）

建設部長。

○建設部長（森久保三次君）

自動車の安全運転につきましては、朝礼等、事あるごとに注意を喚起しているところでございますが、たまたま事故になったわけでございますが、この事故の際にも、バックする際には必ず同乗者が後ろに回って安全を確認をするわけですが、たまたまこの日はそれを怠ったというためにこの事故になったわけでございます。まことに遺憾に思っております。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）

ほかに御質疑はありませんか。

高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）

パトロールをしていて、修理するというのは、何ですか、アスファルトなんか積んでいて道を直すという、そういう車ですか。そういう作業車の内容

が聞き取れなかったもので、その点を御説明願いたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）

建設部長。

○建設部長（森久保三次君）

アスファルトを積んで運ぶそのトラックでございます。

○議長（滝瀬敏朗君）

ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって報告第一号、交通事故（日野市日野七七七三番地先路上の市の義務に属する事故）の専決処分の報告の件を終わります。

これより報告第二号、交通事故（日野市三沢七二七番地先路上の市の義務に属する事故）の専決処分の報告の件を議題いたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役登壇〕

○助役（野呂 章君）

報告第二号につきまして報告申し上げます。日野市三沢七二七番地先の路上で起きた事故について、地方自治法第八十条第一項の規定により、四月二十八日専決処分をいたしましたので、同法同条第二項の規定により報告するものであります。

なお、詳細につきましては、担当部長に説明をいたさせます。

○議長（滝瀬敏朗君）

関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）

報告の第二号の方も一号

り自賠償負担ということ、はつきり決まったわけじゃございません。それで、交渉中とこういうことでございます。よろしく願います。

○議長（滝瀬敏朗君） これより質疑に入ります。なければこれをもって報告第二号、交通事故（日野市三沢七二七番地先路上の市の義務に属する事故）の専決処分報告の件を終わります。これより報告第三号、昭和五十五年日野市土地開発公社事業計画の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役登壇〕

○助役（野呂 章君） 報告第三号につきまして御報告申し上げます。地方自治法第二百四十三条の第三項の規定により、昭和五十五年日野市土地開発公社事業計画を報告するものであります。

なお、詳細につきましては、担当部長に説明いたします。

○議長（滝瀬敏朗君） 関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（赤松行雄君） 報告第三号の詳細について御説明申し上げます。一枚めぐっていただきたいと思いますが、けれども、裏とじになっておるわけでございます。

それで、昭和五十五年日野市土地開発公社の事業計画の内容でございますけれども、用地の取得事業、面積にして五万

三千六百二十二平米ということでございます。この内容とし

ては、学校用地三校の用地買収を学校用地としては考えておるわけでございます。細かく申し上げますと、二小の拡張、それから二十小、二十二小、大体こういう三校の買収。それからその他の用地取得事業としては、公共用地としまして、道路用地だとか、公園用地、水路用地、こういうものが約六千平米。それから公拓法によるところの買収の予定が八千平米。それから報告から落ちておりますけれども、学校用地の要するに買収の面積としましては、約四万平米というものを予定しておるわけでございます。これが用地の取得事業の五万三千六百二十二平米で、金額にしまして四十九億七千七百三十九万九千円という内容でございます。それから用地の造成事業これにつきましては、三万六千平米でございます。これにつきましては、学校用地等が入っておるわけでございます。それからその他事業の方は、これらの用地の買収についての測量、設計、こういうふうな事業費でございます。千四百八十九万八千円とこういう内容でございます。これらをトータルしまして、用地の取得事業としましては、面積にして五万三千六百二十二平米、それから金額にして五十二億八千九百九十八万七千円と、こういう内容でございます。よろしく願います。

○議長（滝瀬敏朗君） これより質疑に入ります。なければこれをもって報告第三号、昭和五十五年日野市土地開発

公社事業計画の報告の件を終わります。

これより報告第四号、昭和五十四年度日野市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役登壇〕

○助役（野呂 章君） 報告第四号につきまして御報告申し上げます。

百草台小学校校舎の増築にかかる一般会計繰越明許費の繰越額を、地方自治法施行令第四百六条第二項の規定により報告するものであります。

なお、詳細につきましては、担当部長に説明いたします。

○議長（滝瀬敏朗君） 関係部長から詳細説明を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（生野 清君） 御説明申し上げます。

この件につきましては、国の方で五十四年度末に事業費の五％を留保するという財政措置を行いました。それに伴いまして、各市の補助対象事業等の五％相当分が百草台小学校、ここに掲げてありますこの件名の点がちょうど概略それに該当したという事で、この百草台小学校校舎買収不足分を繰越明許に設定していただいたものでございます。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君） これより質疑に入ります。なけ

ればこれをもって報告第四号、昭和五十四年度日野市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告の件を終わります。

これより請願第五一一号、日野市立中学校に学校給食を実施する件についての請願の件は文教委員会に付託

いたします。この件は印刷物のとおりであります。請願要旨はお手元に配付いたしました印刷物のとおりであります。

お諮りいたします。請願第五一一号、日野市立中学校に学校給食を実施する件についての請願の件は文教委員会に付託いたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君） 御異議ないものと認め文教委員

会に付託いたします。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれをもって散会いたします。

午前十一時五十分散会

六月十一日

水曜日

(第三日)

昭和五十五年
第二回定例会

日野市議会議録

第十六号

六月十一日 水曜日 (第三日)

出席議員 (二十八名)

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十二番	十三番	十五番	十六番	欠 席議員	欠 十一番	十四番
黒川	市川	秦	飯山	川嶋	中山	大柄	田中	藤林	谷	本間	鈴木	板垣	奥住	（一名）	名古屋	
重	芳	正			基		鯛	理	長		美	正	芳		史	
憲	太	一	茂	博	昭	保	一	一郎	一	久	奈	男	雄		郎	
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

十七番	十八番	十九番	二十番	二十一番	二十二番	二十三番	二十四番	二十五番	二十六番	二十七番	二十八番	二十九番	三十番
石坂	滝瀬	林	市川	島村	大越	一ノ瀬	竹ノ上	米沢	杉山	高橋	佐々木	正国	三浦
勝雄	敏朗	重義	資信	孝志	久雄	武隆	照俊	寅郎	通夫	昭雄	重務	重春	重君
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男
助役	野呂章君
収入役	成井正夫君
企画財政部長	生野清君
総務部長	赤松行雄君
市民部長	神藤貞次君
生活環境部長	伊藤正吉君

建設部長	森久保三次君
都市整備部長	前川恒雄君
福祉部長	加藤一郎君
水道部長	中村亮助君
病院事務長	加藤一男君
教育長	倉又秀作君

会議に出席した議会議務局職員の名

局長	田倉高光君
次長	朝倉敏夫君
書記	鈴木晴彦君
書記	五十嵐隆君

書記	平川雅弘君
書記	谷野省三君
書記	串田平和君

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一〇一三

立川速記者養成所 所長 関根雪峰

速記者 中村恭子君

議 事 日 程

昭和五十五年六月十一日（水）
午前 十 時 開 議

（議案審査報告）

一 議 案 第 三九号

（総務委員会）
日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について
日野市立日野第八中学校（仮称）新築工事請負契約の締結について

二 議 案 第 四七号

（総務・文教・厚生・都市整備産業建設委員会）

三 議 案 第 四四号

昭和五十五年日野市一般会計補正予算について（第二号）
（厚生委員会）

四 議 案 第 四二号

日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定について
日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定について

五 議 案 第 四三号

（都市整備産業建設委員会）

六 議 案 第 四〇号

日野都市計画平山台土地地区画整理事業施行規程を定める条例及び日野都市計画四ッ谷下土地地区画整理事業施行規程を定める条例を廃止する条例の制定について

七 議 案 第 四一号

日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定について
（文教委員会）

八 請 願 第五一 一一号

日野市立中学校に学校給食を実施する件についての請願

九 請 願 第五一 五号

（都市整備産業建設委員会）
私道移管に関する請願

一〇 請 願 第五三 一七一号

（総務委員会）
幼児教室の子供たちの健康診断及び予防接種の実施を要望する請願

一一 請 願 第五四 一七号

航空機騒音防止に関する請願（二、三項）
韓国の自主的平和統一に関する請願

一二 請 願 第五四 一三〇号

国鉄運賃値上げ反対総合交通政策の確立に関する陳情（一項、三項の（七））
（文教委員会）

一四 請願第五四―四〇号

日野市落川一四三―五六落川堤自治会、隣地の沼倉氏所有の空地を、多摩市リトルリーグ少年野球団

一五 請願第五一―四号

が借用し野球場として、使用時の公害等に対する行政指導の請願
市立第三幼稚園二年保育早期実施に関する請願

(厚生委員会)

一六 請願第五四―二四号

簡易水道関係施設の保持管理に関する陳情

一七 請願第五一―六号

事業廃棄物処理料の減免に関する請願

一八 請願第五一―七号

日野市の保育行政充実を求める請願

一九 請願第五一―一〇号

東京都自然環境保全事業団設立の請願

(都市整備産業建設委員会)

二〇 請願第五三―四一号

保留地確保依頼の件に関する請願

二一 請願第五三―五八号

流域下水道事業建設計画に反対する請願

二二 請願第五四―三号

用途地域線引き見直しに関する陳情

二三 請願第五四―五号

家庭用排水を流す排水溝の設置に関する請願

二四 請願第五四―三四号

一・三・一バイパス計画を再検討して、地域住民の健康と安全を守ってくださいに関する請願

二五 請願第五四―四六号

一・三・一バイパス建設計画の白紙撤回の陳情

二六 請願第五一―九号

市道新井一号線拡幅整備に関する請願

(継続審査議決)

二七 下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件

二八 高幡踏切対策特別委員会の継続審査議決に関する件

二九 農林水産省跡地利用対策特別委員会の継続審査議決に関する件

三〇 ごみ問題対策特別委員会の継続審査議決に関する件

三一 市民会館建設対策特別委員会の継続審査議決に関する件

(議案上程)

三二 議員提出議案第一三号

スパイ防止法制定促進に関する決議

本日の会議に付した事件

日程第一から第三二まで

午前十一時十九分開議

○議長（滝瀬敏朗君）

本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十八名であります。

議事に入る前に、市長から発言の申し出がありますので、発言を許します。市長。

○市長（森田喜美男君）

今日の本会議に当たりまして、行政報告の二件につきまして、追加報告をさせていただきます。

その一件は、浅川流域下水道の事業認可についてであります。

多摩川右岸浅川流域下水道事業の認可申請につきましては、

本年三月二十九日、東京都が認可申請書を建設大臣に提出いたしました。以来、建設省において、事業の審査が実施され、厚生大臣に協議がありました。五月三十日に建設大臣の事業認可書が送付されました。これによりますと、昭和五十五年五月二十二日付で事業を認可するとなっております。浅川流域下水道事業は、これによって計画段階から実施の段階へと移行するわけであります。昭和五十一年一月に、日野市の公共下水道事業の調査検討を行うために、下水道調査会を発足させて以来、浅川流域下水道事業の計画についても、日野市が主導的立場に立って、事業計画の推進に当たってきましたが、今後は、東京都が名実ともに事業主体となつて、積極的な事業の推進に当たることになります。

当面は、事業用地の確保のため、土地所有者の方々と、具体

的な資料や条件に基づいて、十分な話し合いを実施することとなつております。今後、市は、土地所有者などの下水道事業にかかわる意見や要望をお聞きし、東京都あるいは関係機関に働きかける、いわゆる連絡と推進を果たすとともに、面的整備のための関連公共下水道事業の推進に当たる所存であります。

次の一件は、かねて本会議場で質問をいただいております際に、目下調査中でありまして、しばらく資料の整うまでお待ちください、ということをお答えといたしておりましたが、事業所の福利厚生に関する実態調査報告書が今回整いまして、お手元にお配りいたしております。この調査事項に基づきまして、検討をいたしますとともに、九月定例会のころには、何らかの施策の一端を提案をいたしたい、このように考えております。報告事項は以上でございます。

次に、先般本会議の開会されました六月三日、監査委員の学識経験者側の方を御提案申し上げまして、議会の選任同意をいただいております高崎克好さんであります。本日、御紹介を申し上げます。

○議長（滝瀬敏朗君）

それでは、監査委員のあいさつを求めます。

〔監査委員登壇〕

○監査委員（高崎克好君）

ました高崎でございます。

ただいま御紹介いただき

このたびは、監査委員という非常に大切な仕事に就任させていただきまして、身に余る光栄と心から御礼申し上げます。私、生来愚直にして、かつ学問についても浅学でございますが、任命されました以上は、監査制度の立法の精神をわきまえ、市民の方々の代表であります議員の方々の趣旨に沿って、仕事をしたいと思っております。これから任期の四年間、大分失敗も多く、かつお見苦しい点多々多いと存じますが、ひたすら一生懸命やっていきたいと思っておりますので、よろしく御指導のほどお願いしたいと思います。

簡単ではございますが、お礼がたがた御あいさつにかえさせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

○議長（滝瀬敏朗君）

御苦勞さまでした。

市長の発言に対する御質疑ございますか。（なし）と呼ぶ者あり）

それでは、お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）

御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前十一時二十六分休憩

午後 一時二十三分再開

○議長（滝瀬敏朗君）

休憩前に引き続き会議を開きます

す。

これより議案第三九号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定、議案第四七号、日野市立日野第八中学校（仮称）新築工事請負契約の締結の件を一括議題といたしたいと思います。〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）

御異議ないものと認め、一括議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長登壇〕

○総務委員長（大越久雄君）

議案第三九号、日野市

市税条例の一部を改正する条例の制定について、これは、今度たばこが値上がりになりまして、売り上げがこの値上がりとともに減少するため、税収が少なくなる。これによって、一般の場合には一〇税率だそうでございますが、これを一・〇四％にし、いままでの減収をなくするための条例でございます。全会一致で可決いたしましたことを、御報告申し上げます。

次に、議案第四七号、日野市立日野第八中学校（仮称）新築工事請負契約の締結について申し上げます。これは下耕地地区に、区画整理を行う地域に第八中学校を新築するという事で、入札の結果、大成建設株式会社が、八億六千五百万円で指名入札の結果落札いたしました。これは本体工事につきましては、

五十六年七月十日になっておりますけれども、五十六年の三月十日をもって、完成することになっております。なお、付帯工事等については、やはり七月十日までになっておりますけれども、五月中に完成する予定ということでございます。以上、この議案につきましては、原案どおり可決決定いたしましたことを御報告申し上げます。慎重審議のほどよろしく願います。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）

これより質疑に入ります。藤林理一郎君。

○九番（藤林理一郎君）

これは委員長さんに申し上げます。自動販売機がこの公共施設の中に、この庁舎の中にも入って

ますし、ほかに福祉事務所、福祉センター、そういうところにも幾つか入ってまうけれども、これについての設置なされたメーカーと市側との取引関係がどういうふうな方法で取引しているか、それとまた電気代、それと水道関係、こういうようなものが会計の中に納入してあるかないか、これをひとつお尋ねしたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）

総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）

ただいまの御質問でございますけれども、市の関係では、十台ほどのたばこ自動販売機とか、ジュース、コーラ、そういう自動販売機が、市の庁舎関係

で十台入っております。いずれも日社協——日野市の社会福祉協議会とか、あるいは日野市の職員の互助会、この二つが管理主体になっておるわけでございます。それ以外に水道部とか、市立病院、こういうところにも設置されておりますけれども、これは企業主体の中で管理し、電気料等の徴収を行っている、こういうものでございます。市役所の中のものとしては、福祉センター中央会館とか、南平体育館、湯沢会館とか、多摩平、七生支所、それから清掃課の厚生ホール、こういうところに設置されておるわけでございますが、先ほど申し上げましたように、日野市社会福祉協議会とか、あるいは日野市職員の互助会というものがございます。これが設置主体になり、市の方には電気料の納入を図っていると、こういう状態になっておるわけでございます。

メーカーにしましては、市の方で直接あれしておりますので、こういう管理主体の中でしておる。それから、こういう機械が要するに月末幾ら電気を消費するんだ、というものになっておりますので、そのとおりの電気料をいただいております。こういう状況でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）

藤林理一郎君。

○九番（藤林理一郎君）

一台について電気料、それから水道料をどのくらいお払いしておりますか、それ、わかりますか。

○議長（滝瀬敏朗君）

総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）

水道料金等はいただいております。電気料については、はっきりした数字はまだ押さえておりませんが、その機械主体の中で月額——月幾ら、何ワット使うか、ということによって電気料を決めてるようでございます。

○議長（滝瀬敏朗君）

藤林理一郎君。

○九番（藤林理一郎君）

この水道料と電気料なんですが、これは電気料は大体一台について、たばこは別としまして、飲料水の関係は、これは大体メーカーで調べましたところが、一カ月五千円程度で、それがいつから自動販売機がここに入っている、そしてそれが入った当時から、先ほど言われたように日社協なんかを通じて取引なさっているということなんですけれども、いつから入って、いつからその一台に対しての料金——電気料ですね、そういうものの、雑収入に入っているか、それはわかりませんが、どういふような方法で、これをなにしてきたかということをおっしゃると明快に、できましたら教えてください。だいたいと思うんですが。（「議長、議事進行だ」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬敏朗君）

本間 久君。

○十二番（本間 久君）

恐らく藤林さんがいま質問されておられるのは、補正予算の、いわゆる予算審議の中で問題の

予算（第二号）の件を議題といたします。

本件については四常任委員会に分割付託いたしておりますので、順次審査報告を願います。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長登壇〕

○総務委員長（大越久雄君）

議案第四四号、昭和五十五年

度日野市一般会計補正予算について第二号のうち、歳入全般、歳出のうち総務費、予備費、第二表債務負担行為補正についての内容を説明申し上げます。歳入につきまして、教育使用料二百八十八万円は、四歳児を四幼で四十名収容いたしますので、これに伴う収入でございます。

次に、衛生費国庫補助金十六万円、これにつきましては、騒音測定設備整備の周波数の補助金として、四〇%の金額に相当する補助金でございます。

次に、一般管理費のうち、尿尿浄化槽検査は、これは五十五年の三月、法改正によりまして、廃棄物施行手数料とし、尿尿の関係の旧庁舎の一万円と七生支所の六千円の補正でございます。

次に、歳出の項でございます。歳出につきましては歳入に伴う支出をここに組みましたし、また第八中学校の給食関係の金額を、今回歳出に組んだ次第でございます。

次に、債務負担行為補正につきましては、第八中学校の給食

提起だというふうに思うんですね。いま大越委員長が皆さん方に報告したのは二議案についてですから、その範囲の中でひとつ質問を議長の方からとっていただきまして、そのほかは予算審議の中でのいまの質問の答弁をしていただくようにしないと、議事の整理ができないと思うんですが、そのようにひとつ諮っていただきたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）

たばこ消費税の関連がござい

したので、藤林議員の発言を許したわけですが……わかりました。

ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本二件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本二件について採決いたします。本二件に対する委員長報告は、原案可決であります。本二件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）

御異議ないものと認めます。よ

って議案第三九号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定、議案第四七号、日野市立日野第八中学校（仮称）新築工事請負契約の締結の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第四四号、昭和五十五年度日野市一般会計補正

室の新築工事につきましての五十五年、五十六年度分を七千三百三十万円、これを組んだ次第でございます。新しい中学校から給食設備を今回開始をするということでございます。これには平家建ての二百二十平米でございます。以上、原案どおり可決決定いたしましたことを御報告申し上げます。御審議のほどよろしく願います。

○議長（滝瀬敏朗君）

これをもって総務委員会関係の

審査報告を終わります。

次に文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長登壇〕

○文教委員長（鈴木美奈子君）

昭和五十五年度日野市

一般会計補正予算（第二号）の文教委員会に付託されたものに

つき、御報告いたします。

今回の補正額は、七百八十九万四千円でございます。その中の主なものといたしまして、学校管理費、その中で尿尿の浄化槽の検査、これが法令改正に伴い、五十五年の一月一日から義務づけられたために、この予算がのりました。それで小学校が十五校分、中学校が五校分、幼稚園が四園、図書館、南平体育館、プールでございます。

それから中学校費では学校建設施設整備費として第八中学校の給食室の監理費がついております。

それから幼稚園費につきましては、いままです父母の負担とな

っておりましたが、父母負担軽減ということで、需用費に教材用ということで、一人当たり五百円掛ける七百人分が予算化されております。

それから社会教育費の中では、ミスプリがございますので御訂正願いたいと思いますが、二十八ページ文化財専門委員となっておりますが、これは埋蔵文化財行政特別専門員、このように御訂正をお願いしたいと思います。いままで、市には文化財に関する専門家がいないために、いろんな点で支障がございましたので、これについて、行政側に専門家を配置したい、こういうことで報酬がのせられております。全会一致、慎重審議いたしました結果、可決いたしました。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君） これをもって文教委員会関係の審査報告を終わります。

次に厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長登壇〕

○厚生委員長（佐々木昭雄君） 厚生委員会の審査報告を申し上げます。委員会に付託されました一般会計予算の歳出のうち、民生費、衛生費、消防費について御報告申し上げます。民生費につきましては、法改正によりまして義務づけられました尿尿浄化槽の十件分の検査料が計上されているわけでございます。

審査報告を終わります。

次に都市整備産業建設委員長の審査報告を求めます。

〔都市整備産業建設委員長登壇〕

○都市整備産業建設委員長（奥住芳雄君） 都市整備産業建設委員会関係の報告をいたします。

一般会計補正予算第二号の歳出のうち当委員会に付託されました土木費であります。これは住宅管理費の十二の役務費の二万八千円の補正であります。法改正による市営住宅の尿尿浄化槽の検査費であります。審査の結果、全会一致可決いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君） これをもって都市整備産業建設委員会関係の審査報告を終わります。

これより質疑に入ります。島村孝志君。

○二十一番（島村孝志君） 総務委員会の中でも、実はお聞きしたわけですが、明確な御答弁がございませんでしたので、きょう改めて委員長報告というよりむしろ理事者側にお聞きをしたいわけですが、私もこの中学校完全給食、いわゆる四ページの債務負担行為に関連しての質問ですけれども、中学校の完全給食につきましては、もう数年前から再三にわたって、予算要求あるいは一般質問ということを通じてその実施方を要請してまいりましたが、今回新しくできる仮称八中から単独校方式で設備をしていこうと、こういう

次に、学童クラブ費につきましては、賃金でございますけれども、産休代替職員の一名の増員分でございます。なお、パートの指導員につきましては、さくら第二、あさひが丘、ふたば、もぐさの四園につきましてはそれぞれ学童が増加になりました、合計三十三名増加になりましたので、各一園一名ずつパートの指導員を採用したという経費でございます。次の心身障害児の介助員でございますけれどもさくら第一に二名の障害児を受け入れましたので、パートの介助員を一名採用したということでございますが、この介助員につきましては、委員さんの中から心身障害児介助員ということでございますが、もし事故等がございました場合非常に問題にもなるだろうということで、理事者側におきましては、採用にあたりましては今後有資格者を採用していただきたい、こういうことを御検討願いたいという強い要望もございましたのでつけ加えておきます。

衛生費につきましては、公害対策費の備品の購入費でございますけれども、これは環境庁の指導によりまして内容を充実するために、周波数の分析器を購入するという内容でございます。次の消防費につきましては、組み替え予算でございます。

以上、委員会といたしまして審議の結果、原案を可決することに決定いたしましたので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）

これをもって厚生委員会関係の

ことについては長い間の念願でしたから、一応の評価をするわけですが、これに関連をいたしまして、いままでできていたいわゆる既設の学校、これらについては、どんなふうな御計画をお持ちなのか、この辺をひとつ御答弁いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）

市長。

○市長（森田喜美男君） 私の方から、全体の問題としてお答えをしたいと思います。

中学校の給食ということにつきましては、多年にわたる市民要望、あるいは議会の指摘等の懸案でありました。そこで、新しい学校を建てる時に一つの機会がある、このようにかねて考えておりましたが、やっぱり教育委員会サイドあるいは学校等なるべく受け入れ側の十分な体制と言いたほうが、あるいは理解が必要だということで、教育委員会にその件の実施についての検討を依頼してまいりました。それがなかなか賛否両論もありまして、結論になってまいりません。そこで私は、一つの私の市長としての公約でもありますので、この際実施してもらうことをはっきりと打ち出した、こういうことであります。したがってだんだんこれを普及をさせていきたい。そのためには、各校方式になる中学もあり得ると思っておりますけど、一方にまたセンター方式という方式も考えなければ

ばならない、そういう条件下にあると思っております。それらのことは、今後なるべく現実に沿った形で検討を進めていって、可能なところより実現をさせていこうと、このように考えております。

○議長（滝瀬敏朗君）

島村孝志君。

○二十一番（島村孝志君）

過日の総務委員会の教育長の報告、あるいはたゞいま市長の御説明で、今回の仮称第八中学校の給食の關係がどういう経過でこうなったかということにつきましては、ほぼわかりました。わかったということは、まことに形がよろしいということではございませんので、のちほど意見の項で御要望等を申し上げたいと思ひます。

○議長（滝瀬敏朗君）

藤林理一郎君。

○九番（藤林理一郎君）

先ほど社会党の本間議員から、これは話が違ふんじゃないかということで、四四号でやれるんじゃないかという話がございます、私、中止いたしました。ここで議長から指名がございましたので一度このことについて再質問させていただきます。

これは、社会福祉協議会がメーカーと一応話し合いの上で、各公共施設のところに置いてあるとかいうことを総務部長さんからお聞きしましたけれども、これはいつごろからそういうふうになったんですか。それと場合によっては、こういうところに設置しておいては意味がないからということで、取り除

くというような場所もあるそうでございますけれども、そういう場所は結局市民に対して設置をしたということであつたと思うんですけれども、その中で職員も兼ねてのことで設置したものか、それとも市民向けにして設置しているものか、その辺もひとつできましたら答弁願つて、予算にその電気代、水道料が入っているなら、雜費ですか、どちらの方に納入しているかということをお聞かせ願つたらよろしいんじゃないかと思うんですが、その辺の三点、よろしく願ひいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）

総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）

第一点のいつごろかとい

うことでございます。互助会の方は、昭和四十年ごろと考えております。互助会の本田助役が互助会の会長をやっている時点におきまして、この設置問題等が出まして、本田助役の名前でたゞこ販売機の設置をした、というふうないきさつが当初でございます。四十年ごろと考えております。それから、日社協につきましては、日社協の活動範囲だとか、いろんな問題がございます。そういう強化というふうなこと等も考えまして、この二年ぐらゐの間の、要するに設置、という状況になっているわけでございます。それで、日社協の中には、また聞きでございますけれども、福祉センター關係の中で設置しているところで、利用度の少ないところがあると、こういうようなことを聞いておるわけでございます。いずれにしても、大方は、そ

のセンターとか集会所等を利用される市民の方の利用度として考える場合が多いわけでございます。職員というのは、利用

すると言ひましてもほんのわずかな数でございますので、大方は市民向けに、市民の方に利用していただく、あるいは会館を利用している方に利用していただく、利便に供する、というのが主体でございます。そういうところの中から、やはり利用度が少ないという点については、設置の目的が、設置を許可するに当たつての必要性、市民の必要性ということ、あるいは要望ということを主体に考えておりますので、そういう点からやはり設置とか、あるいは廃止というもの等も考えていかなきゃならないんじゃないかと、こういうふうにしておるわけでございます。

それから、料金につきましては、多少、古いもの新しいもので格差があるようでございまして、これについては、やはり検討していかなきゃならないんじゃないか、というふうに把握しておるわけでございますけれども、個々の料金については、ここで答え申し上げる資料がございませんので、もう少し調べさせていただきますと、こういうふうに考えておるわけでございます。よろしいでしょうか。

○議長（滝瀬敏朗君）

藤林理一郎君。

○九番（藤林理一郎君）

もう少しの間、期間をいただいて調べさせていただきます、ということでございますので、これ

は、文書かなんかでできましたらひとつ私の方に提供していただきたいと思ひます。

これで、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（滝瀬敏朗君）

ほかに御質疑はございませんか。

なければこれをもって質疑を終結いたします。

委員長報告について御意見があれば承ります。島村孝志君。

○二十一番（島村孝志君）

先ほど質問いたしました

本社会党会派だけではなくて、各議員の中から、もう長いことこの中学校の完全給食を実施してほしい、ということを再三にわたつて申し入れてございました。もちろんそういう事情の中で、市長の先ほどの答弁にありましたように、父兄あるいは学校の先生方等々の關係の中で、賛否両論あつたことも十分承知をしております。そういう経過を踏まえながら、今回市長の公約であるということで、新しくできる学校からこれに踏み切つたということについては、大きな評価をまずしたいと思ひます

けれども、この中学校の完全給食につきましては、先ほど申し上げたように、長いことの要望でありますから、たとへば賛否両論が教育委員会等々を中心にしてあつたにいたしまして、やはり

大きな父兄の方々の要望ということで、今日までの経過の中で単独校方式でできる学校、あるいはセンター方式でなければできない学校等々、十分検討をされて、あるいはまたセンター方式の長短、あるいは単独校方式の長短、それぞれ各学校でもうやっているわけですから、各学校というのは他市の学校でやっているわけですから当然その辺のところは十分わかっているわけで、それらを含めながら十分いままでの間に検討されて、全体的な計画ができて、初めて、ここで公約であるから踏み切ったと、こういうことであって、八中については、単独校方式でこゝうやる、この学校については何年ごろにはこうしたい、ああしたいというのが全部できている状態で提案をされれば、さらに、さらに大きな評価ができたのではないか、と思うわけですが、これも、八中以降については、これから鋭意努力をしたいと、こういうことで、いつごろどうなるのか。先日の総務委員会の中でも、予算の関係もあるので、いろいろそれらを含めてこれから検討するんだということで、大変いつのことかわからない説明なものですから、こういう意見になるわけですが、いままてそういう状態での御提案を望んでいたわけです。いままてそれを言っても、何とも前に戻るわけじゃありませんので、八中に続いて、あと残った学校が一日でも早く完全給食が実施できるように方向での計画を、早急に御検討いただいて、各父兄の前にあるいは生徒の前に、八中以外の学校は、これこれしかじ

かいつごろにはこうなるんだ、というひとつ計画を立てていただいて、市民の前にお示しをいただきたい、このことを強く要望しておきます。終わります。

○議長（滝瀬敏朗君）

林 重義君。

○十九番（林 重義君）

私は、意見としてちょっと申し上げたいんですけど、先般、予算にはありませんけれど、債務負担行為の問題で、第八中学校に給食の工事ができるということで、のっておりますので、それに関連してでございますけれども、そのときには、建設部長は検討します、というような形の中で御返答されて、私も要望を申し上げてあったわけです。よく詳細に申し上げればよかったんですけど、やはり地域としては地域としてのお考えがあり、私は、その予算を計上する以上は、土地が確定したところにおいて、予算を計上していただくということが本当の予算計上の本旨じゃないか、というふうに考えております。そういうことから言って、現状の中では、一応区画整理の区域に入っておりますので、いま準備会の段階でございまして、その中で一応学校を、区画整理の換地以前にどうだということ、やはり組合員の皆さんも理解くださり、やはり市との間にあって、理解のもとで、やはり一年早くという開校のために努力されて、お互いに理解し合って学校を建設されているわけでございます。それで現状は、七月十日から工事にも入るといふ段階になっているところで、現在、給

食堂ができるというところについては、地主さんとの話し合いの中で、貸し借りという問題も起きておりませんし、現状の中では、結局一個人の地主さんの土地という現状の中でセットされるような形なので、私も、先般御要望申し上げたわけです。そういう形の中であって、今後、一応区画整理組合としても、ここで認可を、七月によりやく組合が設定ができるという段階の、一番重大な時期でもございまして、準備会としては、非常にその問題が急に補正で出てきましたもので、心痛というか、非常に頭が痛いわけでございます。そういう関係もございまして、今後、単独でもって地主さんとの交渉の段階に入っておりますようにすけれども、そのような形の中で、もともとから組合でなく、準備会自体との市との申し合わせの中でも、そういう問題も起きておりませんでしたので、その点で今後の扱いとして、慎重にぜひ何か組合とも問題が起きないように、地主さんとも大きな理解があるようにということで、進めていただきたいということを要望するわけです。

それも実は内容としましては、くどくなりますけれども、実は更地の田んぼでしたら問題はございません。ただ、そこにはトマトのハウスがございまして、トマトのハウスについては、実情の中では七月から大体十一月ごろまでに、全部換地にして、土盛りをして、その構造物を移転するという条件的なものがございまして。そういう形の中で、果たしてこの予算が遂行できる

かと考えたときに、ちょっと私は疑問というか、そういう形の大きな問題が起こるんじゃないか、というふうにも苦慮しておりますので、そういう点から言って、この扱いについては、篇と市としても興味というか、慎重な態度をもって給食室の完成をするようにということで、私もぜひ御要望申し上げたいと思います。よろしくどうぞお願いいたします。意見として申し上げます。

○議長（滝瀬敏朗君）

ほかに御意見はありませんか。

なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬敏朗君）

御異議ないものと認めます。よ

って議案第四四号、昭和五十五年度日野市一般会計補正予算（第二号）の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第四二号、日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定、議案第四三号、日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思います。が、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬敏朗君）

御異議ないものと認め、一括議

題いたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長登壇〕

○厚生委員長（佐々木昭雄君） 厚生委員会の審査報告を申し上げます。

議案第四二号、地区センター条例の一部を改正する条例の件でございますが、東宮下地区センターを追加するものでございます。内容としては、昭和四十九年の四月四日に、東京電力の鉄塔建設中の倒壊事故によりまして、住民との話し合いの中から出されていたものでございまして東平山三丁目にある工事の管理事務所を、市が無償で譲り受けたものでございます。備品等一式を完備したもので、建物は五十年の八月二十五日に建設されたものでございます。敷地面積は四百五平米、建坪が木造平屋建てで三十一坪でございます。敷地は無償で借用するということで、管理につきましては、東宮下自治会が担当することになっております。

続きまして、議案第四三号につきまして御報告申し上げます。日野市の遊び場条例の一部を改正する条例の制定でございます。本件につきましては、中程久保の子供広場を削りまして、新たに「東宮下こども広場」を追加するものでございます。内容としては、中程久保の子供広場につきましては、昭和五十年の四月から五カ年計画で借用してございましたのが、契

約期限が切れまして、今回地主の須崎小枝さんから、返還の要求がございまして、返還するものでございます。東宮下こども広場につきましては、先ほどの議案四二号と同様な理由によりまして、東京電力より遊具等を完備したものを、市が無償で譲り受けたものでございます。土地の面積につきましては、二百六十五・五五平米でございます。場所といたしましては、東宮下地区センターの隣に位置しております。

委員会といたしまして審議いたしました結果、原案を可決することに決しましたので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君） これより質疑に入ります。大越久雄君。

○二十二番（大越久雄君） 議案四二号ですが、東電でつくってくれた地区センターでございますが、以前は東宮下と、幾つかの自治会ですが、それだけが、特別に鉄塔が倒れたその代償としてつくったというようなことで、当時は、一般の方々が、市民が特定に借りるということは、非常に困難だったんです。今度は、当然無償で市が東電より譲り受け、管理をすることになったわけですから、今後は、東宮下が管理をするとはあるけれども、市民であれば、この地区センターは十分利用をできる、と解釈してよろしいでしょうか、当然であろうと思うんですけれども、お伺いします。

○議長（滝瀬敏朗君） 厚生委員長。

○厚生委員長（佐々木昭雄君） お説のとおりでございます。

○議長（滝瀬敏朗君） 中山基昭君。

○六番（中山基昭君） 四二号の関連でお聞きしたいわけですけども、地区センターが新しく設けられ、あるいはふえるという点については、大変結構なことだというふうに思います。しかし、残念ながら、非常に長い年月にわたってその必要性等が言われてきておるところもあります。そうしたところが、用地の確保等の困難からなかなかできないと、こういうような実態もあらうかと思えます。これまでの一つの方向等を見ますと、建物は市の財源で、敷地は借用、借り上げと、こういうような一つの考え方が強かったというふうに思います。そういう面から、これでは適正な、しかも公平な配置、こういうものが非常に困難になってくるように私は考えるわけです。そうした点からは、人口なり世帯、あるいは面積、こういうものの一定の尺度の中で、配置基準等を明確にしながら、必要な用地等については、市としてもっと積極的に確保に努めていくんだと、こういうふうな考え方もなければいけない、というふうに思います。この点についての委員会での議論なり、審議がなされたかどうか、という点と、もし議論等がなかったら、ひとつこの際ですから、執行側の考え方をお聞きしたいと思えます。

○議長（滝瀬敏朗君） 厚生委員長。

○厚生委員長（佐々木昭雄君） 配置基準につきましては、審議されております。ですから、理事者側の方で答え

いただきたいと思えます。

○議長（滝瀬敏朗君） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一郎君） それではお答え申し上げます。

ただいま市の方の考え方といたしまして、一つの基準と申しますか、原則的に考えているものとしていたしましては、半径三百メートル、こういうものを一つの原則として考えているわけがございます。過去におきましては、そのとおりになっていないいろいろな経緯の中からそうなっていないところもあるかもしれませぬけれど、今後の考え方といたしましては、そういう考え方を持っているということでございます。おっしゃられました世帯数だとか、面積だとか、いろいろ今後の問題としては出てくると思えますけれど、いまの考え方としては、以上のとおりでございます。

○議長（滝瀬敏朗君） 中山基昭君。

○六番（中山基昭君） いまの答弁に関連してもう一つだけ、先ほどお聞きしたんですけれども触れてないのでお聞きしたいわけですけども、建物あるいは用地の確保、こういう関連について、用地がただ単に借用なり、地元での確保という点

でなくて、市としても主体的に必要性のあるところには積極的な努力も必要じゃないかということを申し上げたんですけれども、この点についてはいかがですか。

○議長（滝瀬敏朗君）

福祉部長。

○福祉部長（加藤一郎君）

確かに先ほど私の方で申し上げましたけれど、こういう考え方の中におきましても、確かに今後ますます用地の確保ということは、困難であることは十分わかっております。そういう中で、いますぐそういった用地を、市が直接に買収とかそういうことの考えは、いまのところは持っておりませんけれども、将来的には、そういうふうにせざるを得ない時期がくるのではないかと、このように考えております。

○議長（滝瀬敏朗君）

林 重義君。

○十九番（林 重義君）

私は、一点だけお聞きしたいと思います。

このような形の——東電ですか、会社から借り受けということでございますけれども、こういうようなケースの場合、借り受けの年数はどのくらいの市としての契約がなされておるか、参考までにお聞きしたいと思います。委員会とは別だと思えますけれども……。

○議長（滝瀬敏朗君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

このケースの場合は、特に理

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）

御異議ないものと認め、一括議題といたします。

都市整備産業建設委員長の審査報告を求めます。

〔都市整備産業建設委員長登壇〕

○都市整備産業建設委員長（奥住芳雄君）

都市整備

産業建設委員会関係の審査報告をいたします。

議案第四〇号、日野都市計画平山台土地区画整理事業施行規程を定める条例及び日野都市計画四ッ谷下土地区画整理事業施行規程を定める条例は、事業の終結に伴い、すべての清算等を終わりましたので条例を廃止するものであります。審査の結果、全会一致可決であります。

続きまして、議案第四一号、日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本条例は、日野市立公園条例に、新たに豊田二丁目二〇番三にできた矢崎公園を加えるものであります。この公園は、都市開発行為によりできたものであります。

当委員会は、慎重審査の結果、全会一致可決いたしました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（滝瀬敏朗君）

これより質疑に入ります。なければこれをもちて質疑を終結いたします。

本二件について御意見があれば承ります。なければこれをもち

由があるわけでありまして。したがって、契約書の中に、そういう事故の償いとして設置したものであるということを、かなりはっきりと明記いたしました。したがって、期限は付してありません、ということとは、無期限ということに考えたいと思っております。

○議長（滝瀬敏朗君）

ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもちて質疑を終結いたします。

本二件について御意見があれば承ります。なければこれをもちて意見を終結いたします。

これより本二件について採決いたします。本二件に対する委員長報告は原案可決であります。本二件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）

御異議ないものと認めます。よ

って議案第四二号、日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定、議案第四三号、日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第四〇号、日野都市計画平山台土地区画整理事業施行規程を定める条例及び日野都市計画四ッ谷下土地区画整理事業施行規程を定める条例を廃止する条例の制定、議案第四一号、日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたします。これに御異議ありませんか。

って意見を終結いたします。

これより本二件について採決いたします。本二件に対する委員長報告は原案可決であります。本二件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）

御異議ないものと認めます。よ

って議案第四〇号、日野都市計画平山台土地区画整理事業施行規程を定める条例及び日野都市計画四ッ谷下土地区画整理事業施行規程を定める条例を廃止する条例の制定、議案第四一号、日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより請願第五五一一号、日野市立中学校に学校給食を実施する件についての請願の件を議題といたします。

文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長登壇〕

○文教委員長（鈴木美奈子君）

文教委員会の請願の審

査に当たりまして御報告を申し上げます。

この請願五五一一号は、昭和五十五年五月十五日に受け付けが行われ、日野市立小中学校PTA協議会会長西村喜正さん外十六名、この方々から日野市立中学校に学校給食を実施する件についての、こういう内容で、ぜひ市内のPTA協議会そのほかにおいて状況を調査した結果、七七%の実施の要望がある

ので、PTA会長の連名の上で、中学校の学校給食を実施して
ください、こういう請願の内容でございます。委員会といたし
まして、議会の中でも、また市P協でも、いままです実施の要
望があり、第八中学校から、自校方式でこれを実施していく方
向が出されておりますし、またそのほかの学校についても、で
きるころから実施していきたい、こういうことでございまし
たので、全会一致これを採択いたしました。よろしく御審議
をお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）

これより質疑に入ります。秦
正一君。

○三番（秦 正一君）

ただいまの御報告で若干質問し
ます。

中学校の完全給食については、われわれ公明党の方は、十年
来こういった面（「十五年」と呼ぶ者あり）きているわけ
です。請願また予算要望とか陳情、あらゆる面でやってきまして、
ここに第八中学校から市長は実施したい、せめて選挙公約にも
あるから何とか実施したい、ということ、話が合ったわけ
ですけども、将来の面も、若干先ほど話もあったわけですけども、
委員会の中で、この第八中学校だけたとえ実施した場合、あ
の学校の面から相当格差が出るんじゃないか、要望が強くな
て出てくるんじゃないか、というふうに思うわけで、その面
に対して、教育委員会なり、そちらの方から、教育長の方から何

らかの将来の見通しというか、計画というか、そういった論議
がなされたかどうか。また集中方式を取らなければできないよ
うな学校も多いようです。各校方式でやるにしても、なかなか
財政的な面を考えれば、用地の確保にしても、スペースの面が
ほとんどないような状態なので、そういった面の方式はどうい
う——集中方式なり、各校方式なりというような、いろんなそ
ういう面の論議が、将来の計画の中に含まれて話が出たものか、
そういった面をお伺いしたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）

文教委員長。

○文教委員長（鈴木美奈子君）

この請願に關しまして

は、多くの委員の方からいろいろ意見が出されまして、たと
えばある政党が——政党とは言わなかったわけですけども、
本会議場でのいろんなやりとりがあったとか、またここに出し
てくるのについても、遅かったのではないかとこのように意
見、そしてまた八中から実施していつて、そのあとの学校につ
いては、これから順次できるところからやっていきたい、こう
いうことで、財政的な面についても、一応見通しが出てきたの
で、教育委員会としては実施していきたい、このような回答が
ございました。全会一致これについては採択ということになり
ました。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）

秦 正一君。

○三番（秦 正一君）

文教委員会ですから、当然専門

的な分野ですから、教育委員会等のそういった話も出たんでし
ょうけれども、余り具体的な将来のあれはいまのところは出さ
ないんだと、説明は得られない、というふうに理解していいん
ですね。要するにやりたいという意思はあるんでしょうけれど
も、具体的な計画として、この学校は学校独自でやるのか、ま
たこの学校は集中方式でやるのか、そういう具体的なものはい
まのところは出てない、というふうに理解していいですね。

○議長（滝瀬敏朗君）

文教委員長。

○文教委員長（鈴木美奈子君）

はい。八中については

自校方式でやるけれども、そのほかの学校については、これか
ら検討ということで、具体的にどの中学校から順次やっていく
か、ということについては、まだ具体的な回答は出ておりませ
ん。

○議長（滝瀬敏朗君）

ほかに御質疑はございませんか。
なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。秦 正一君。

○三番（秦 正一君）

市長のただいまの中学校の完全

給食ですけれど、市長の方は、何とか選挙公約にもあるから第
八中学校からやっていくということで、一つの前進にはなると
思います。ただ、将来的な面から、少なくとも近い将来、中学
校全校で、何とかそういった面の完全給食がなされるようにや
はり努力してもらいたい。それにはいろんな方式があると思

ますけれども、そういった面を特に要望していきたいと思いま
す。一校やったから中学校の完全給食はもう成功したんだ、と
いうふうに市民が理解したんじゃないかと思えます。ほん
の一部の学校で完全給食しただけであって、これはもう本当に
一歩前進という程度ですから、その点大いに今後の努力をお願
いしたいと、このように思います。

○議長（滝瀬敏朗君）

ほかに御意見はありませんか。な
ければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長
報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御
異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬敏朗君）

御異議ないものと認めます。よ

って請願第五五—一一号、日野市立中学校に学校給食を実施する
件についての請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。
これより請願第五五—一五号、私道移管に関する請願の件を議題
といたします。

都市整備産業建設委員長の審査報告を求めます。

〔都市整備産業建設委員長登壇〕

○都市整備産業建設委員長（奥住芳雄君）

請願の審

査報告をいたします。

請願五五—一五号でございます。私道移管に関する請願、本請

願は、程久保四六八の松井日出男さん外五名より出されたものであります。当委員会は、現地調査の上、二回にわたり慎重審査の結果、次の付帯意見を付し、全会一致採択と決しました。付帯意見、「市の指導に従い、すべての工事終了確認後実施されたい」。以上でございます。よろしく御審議のほど願います。

○議長（滝瀬敏朗君） これより質疑に入ります。石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君） 直接いまの請願の件ではないんですが、私道の取り扱い方について、いま一つは完全な私道であっても、そこにできてる場合の、たとえば交通事故なり、学童が通学に当たって、たとえばそこを私道であってもそこを通学路に指定していた場合に、学童に事故があったとか、それから見方によるとその私道に対して、道路標識、たとえば一時止まれとかそういうことがなされている点は、所有、いわゆる道路の位置指定がなされていれば、道路ということであるけれど、市に移管にならなくてもそういうことは、何ら法規上に差し支えないかどうか、その辺のことを検討されて認定されたのか。このこと自体に対してじゃないんですが、ほかの私道でそういう問題がある場合に、どのようにお考えになっているか、その辺の検討がなされたかどうか、お願いしたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君） 都市整備産業建設委員長。

なければ私道といえども、市はするずるというような形でもって、どんどん今後、指導していくという形にあるんなら、またそういう考え方でも私はいいんですが、その辺の理事者の方の見解を聞きたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君） 建設部長。

○建設部長（森久保三次君） お答えいたします。市が市道として管理している道路につきましては、安全施設等につきましては、十分これを管理するわけですが、認定してない道路につきましては、市の権限外でございますので、安全施設等についての検討等、あるいは整備につきましては、していないところでございます。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君） 石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君） それでは、もしそういうことの事実があったら、だれかそういう責任の所在かなんかはつきりしますか、これだけ聞いておけばいいんです。

○議長（滝瀬敏朗君） 建設部長。

○建設部長（森久保三次君） 具体的にどこだということかわかりませんので何とも申し上げられませんけれども、原則としては、認定してある道路以外は責任を持たない、というところでございます。

○議長（滝瀬敏朗君） 石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君） 市の認定になっていないとい

○都市整備産業建設委員長（奥住芳雄君） お答えを

いたします。ほかの地域のことについては、論議されませんでした。ただこの請願の内容については、現地に調査に行きましたが、さらに二回にわたって、多少道路が傷んだりなんかしている、そういう問題で改修させる、ということでございます。また、この請願内容にもありますとおり、ここは地区センターとか投票所に行くんだ、という目的がございます。そういった関係で、当委員会もそういう話は出しました。

○議長（滝瀬敏朗君） 石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君） これは委員長というより道路管理者というか、建設部の管理課の責任になるかと思うんですが、市がいわゆる私道を引き受けるときには、非常になかなか所定の手続をして、しかも寄付行為をして、議会で議決をしなればできないというんですが、私、何か、自分が見てる所ころによると、はっきり申し上げますと、自分の所有権に属するようなところも、なんら一言もなく、そっちの方の義務は怠っているにもかかわらず、私にも何か一物があるから——あるんですが、道路標識、そういうものに対しては、何か市民要望が出たから立ったんだが、言わなくても、じゃそこでやられたか、その辺の管理責任というか、私に言わせれば、当然開発行為の関連で、市がそういうことの指導を怠ったというのが最大の原因ではないかと、こういうふうに見られるんですが、さも

う建設部長の答えの中で、具体的にどこを言ってもらわなければ、ということなんですけれども、その答弁というのは要を得てないんで、しかるべく調査の上こうだというのならあれだけども、そういうことでは、ちょっと自分はきょう引き下がれないと思います。

○議長（滝瀬敏朗君） 建設部長。

○建設部長（森久保三次君） 御指摘の場所につきましては、後ほど調査してお答えしたいと思います。（笑声）以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君） ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり」）

○議長（滝瀬敏朗君） 御異議ないものと認めます。よって請願第五一五号私道移管に関する請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第五三七一号、幼児教室の子供たちの健康診断及び予防接種の実施を要望する請願、請願第五四一七号、航

空機騒音防止に関する請願（二、三項）、請願第五四一三〇号、韓国の自主的平和統一に関する請願、請願第五五一一号、国鉄運賃値上げ反対総合交通政策の確立に関する陳情（一項、三項の（七）の件を一括議題といたします。

総務委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本四件については、総務委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて、本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。総務委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり」）

○議長（滝瀬敏朗君） 御異議ないものと認めます。よって総務委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第五四一四〇号、日野市落川一四三一―五六落川堤自治会、隣地の沼倉氏所有の空地を、多摩市リトルリーグ少年野球団が借用し野球場として、使用時の公害等に対する行政指導の請願、請願第五五一四号、市立第三幼稚園二年保育早期実施に関する請願の件を一括議題といたします。

文教委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本二件については、文教委員長から目下委員会において、審

○議長（滝瀬敏朗君）

御異議ないものと認めます。よって厚生委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第五三一四一号、保留地確保依頼の件に関する請願、請願第五三一五八号、流域下水道事業建設計画に反対する請願、請願第五四一三三号、用途地域線引き見直しに関する陳情、請願第五四一五号、家庭用排水を流す排水溝の設置に関する請願、請願第五四一三四号、一・三・一バイパス計画を再検討して、地域住民の健康と安全を守ってくださるに関する請願、請願第五四一四六号、一・三・一バイパス建設計画の白紙撤回の陳情、請願第五五一九号、市道新井一号線拡幅整備に関する請願の件を一括議題といたします。

都市整備産業建設委員長の審査報告はこれを省略いたします。本七件については、都市整備産業建設委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて、本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。都市整備産業建設委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）本間 久君。

○十二番（本間 久君） 五三一五八号になると思うん

査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて、本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。文教委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり」）

○議長（滝瀬敏朗君） 御異議ないものと認めます。よって文教委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第五四一二四号、簡易水道関係施設の保持管理に関する陳情、請願第五五一六号、事業廃棄物処理料の減免に関する請願、請願第五五一七号、日野市の保育行政充実を求める請願、請願第五五一〇号東京都自然環境保全事業団設立の請願の件を一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本四件については、厚生委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて、本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。厚生委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり」）

ですが、流域下水道事業建設計画に反対する請願ですね、これは議会の本会議でも、もうすでに御承知のとおりで、先ほど市長の方からももう報告がありましたし、この報告は了承されているというようなことの中で、これをいつまで都産の委員会でもって継続審査にしておくのか、ということは、きわめて議会の立場からしても問題じゃなかろうか。もうすでに結論が議会側では出ているというふうに理解されてもいいと思うんですね。ですから、その辺はどういうふうに解釈をされて、都産の委員会では、今後議論されようとしているのか、その扱いですね、その辺についてちょっと御説明願いたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）

都市整備産業建設委員長。

（都市整備産業建設委員長登壇）

○都市整備産業建設委員長（奥住芳雄君） それでは、お答えをいたします。当委員会は、この請願の審査についても、委員全員、一生懸命取り組んで審査を行ったわけでございます。現地調査等いろいろ行います関係上、この間の委員会では結論が出せなかったと、こういうことでございます。市の方のいろいろな下水道の進みぐあい等もございすけれど、先日の委員会では、そこまで到達しなかった、ということだけ報告申し上げます。

○議長（滝瀬敏朗君）

本間 久君。

○十二番（本間 久君） これは流域下水道事業計画に

反対する請願なんです。中身じゃなくて計画に反対する請願なんです、表題のとおり。計画はもう着々と進行しているわけです。事業認可までおりたわけです、国の。今度、都が事業を行うわけですね、そうするともう議会じゃ全部認めて、市も認めておきながら、請願を出されたときに——これは請願出すのは自由ですけどもね、市民の意思でやることですから。それについて、適切な判断を早急に下してやるということでない、もう進んでいるわけですから、全く、じゃあ請願が出てきたらそのまま継続しておく、ということになると、これは議会全体の問題じゃなからうか——われわれも含めてです。そういう意味ですから、早くこれは——もうすでに結論出ちゃっているのを、こっちへ置いといてそれでこねくり回しているというような、こういう感じでは私はまずい。これははっきりと議会では、都産の委員会、委員長の名でも結構だと思っただけですけども、取り下げるように要望したり、あるいは否決をするということが、本来の筋ではなからうか。そうしないとまるっきりこれは審議してと同じ経過ですからね。議会で審議することになっているわけです、これでは。一方では議会ではもう進んじやって、市長の方から先ほど報告があったように、もう日程に上るわけですから。

そういう点で、ずれもいいんですけれども、ずれが——大きなずれですね。こういうふうなことをやっているということが、

うふうに考えます。

○議長（滝瀬敏朗君）

市川資信君。

○二十番（市川資信君）

ただいま本間議員の発言に対して、産業建設委員会の一メンバーとして、一言この席で申し上げておきたいと思ひます。実は、都市整備産業建設委員会は、こ

としの三月にメンバーの入れかえがございまして、前年度の都市整備産業建設委員のメンバーで残任者は私一人でございまして、したがって、この下水処理場の反対の請願に対して、

事実、本間議員のおっしゃるとおり、本来ならば事業認可がおりたことでもありますし、その筋論でいくのが当然だと思ひます。しかし、私も下水道委員会にしましても、あるいは都産の委員会におきましても、本来ならば事業認可以前に、地権者に、あるいは地域の住民に、十分なる地価の公示価格でございまして、提示価格でございましてかあるいは代替地の問題でありますとか、それそれともろの具体的な要因というものを地域住民、あるいは地権者に示して十分納得した上で、本来ならば事業認可をおろすのが筋であろうと、このような態度をとってきまして。しかし、現実には、東京都の下水道の方々を呼んで説明を受けましても、現実に事業認可がおりないうちは、それらの提示あるいは要望等を満たすということは不可能である、というふうな答弁だったんです。ならば、なぜ同じ東京都にありながら、建設部の事業に対しては、いわゆる事業認可可以

議会の権威にもかかわるであろう。そういうことでありますから、私は、これははっきりと早急に結論を出すべきだと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）

都市整備産業建設委員長。

○都市整備産業建設委員長（奥住芳雄君）

当委員会は、先ほど申し上げたとおり、一生懸命に審査をいたしました結果でございまして。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬敏朗君）

石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）

私は、本間議員の意見もよく

わかるんですが、過去にも庁舎がで上がった、庁舎建設には反対の請願もありました。そういう中で最終的には、中に入って円満な解決をすることであって、自分はこういう過程の場合に、必ずしも急ぐことがいいというふうには考えられません。私なんか数日前なんですが、あの地区へ初めて用事があったもので、何人かの人と接触して、そういうことを言うと、新井の地区の人にしかられるかもしれないけれど、やはり三人伺えば、かなり有識者の人であっても、見解を異にしているという、そういう点では、多少気持的に何というか、一本まだ筋が通らないという現状から見れば、こういう問題を議会が——現実には本間議員が言われることは、私は了とします。しかし、実際の何かそういう住民というか、かわる人の立場から見れば、こういうことがあっても、私は決して不思議ではないと、こうい

前にも仮の工事価格提示であるとか、買収価格ですとか、そういったものがあるのに、なぜ下水道に関しては、そういう具体的なものが示されないのか、そういうものが示されないで事業認可を取るのにはまことにおかしい、ということでは折衝したんでございまして、やはり、単独事業で特別会計でございまして下水道事業に関しては、そういう提示できない、ということが最終的に得られたわけです。したがって、この請願を地域住民のいわゆる心を逆なでするようなことを、この機会にとつたならば、かえって事をおくらせるだろう、問題を深くするだろうということで、あえてこの下水道の反対の請願を継続とした、という経過でございまして。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）

本間 久君。

○十二番（本間 久君）

いろいろ私の発言を中心とし

まして、皆さん方から意見が出されたわけですが、少なくとも、いままでの経過をずっとたどっていった場合に、もうすでにそういう問題も含めて、われわれ議会人として理解をする中で、いまの御指摘にあるようなのに対しても、十分市がこれを住民と、直接関係者と話し合って進めていくように、という要望はおのずからあったはずだし、その上に立って、現在事業認可が下りてきたと、こういうんですね。そして、これから進んでいくという状況の中で、そういう願望とか要望については、一向出す分には差し支えないけれども、われわれは少なくとも承

知をしているはずですね、全員が。内容については、やり方についてはいろいろあるでしょう。だから、これはやっぱりそういう意味でいけば早いと結論を出すように、あとは理事者と住民の方でもって十分納得のいくような話し合いを進めなさい、それで、そこに不正があったり、あるいはやり方に重大な支障があったりする場合については、議会でも大きな議論をするのもいいでしょう。しかし、現実にはそういう法律的な、法律の枠の中でもって進めているということになりますと、いろいろやっぱりわれわれも考えた上で、下水道の早期建設を、全員が理解をしてここまで進んできたんです。そういう意味で、この請願について、早急に私は委員会としての結論といいますが、あるいは関係の請願代表者とも話しを進めて理解をしてもらう。あとは、先ほと言いましたような形で、理事者との問題にもなっていくわけですから、議会でどうしようか、ということには実際にはならないわけです。ですから、議会でどうしようか、とするんだったら、議会でいま反対を決議するんだったら別ですけれども、議会では賛成なんですから、その辺を何か議会が、住民から要望があったからといって、こういうふう引き延ばしていくことによって、われわれの態度があいまいだ、ということに逆に住民の方から、結果的に都産にかかっているということは、全員の議会にかかっているわけですから、そうすると議会がどうも態度が煮え切らないというふうな、逆に批判を受ける件を議題といたします。

高幡踏切対策特別委員長より、高幡踏切対策に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(滝瀬敏朗君) 御異議ないものと認めます。よって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第二九、農林水産省跡地利用対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

農林水産省跡地利用対策特別委員長より、農林水産省跡地利用対策に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(滝瀬敏朗君) 御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第三〇、ごみ問題対策特別委員会の継続審査議決に

けるところが出てくるんじゃないだろうか、ということなんです。ですから、早急に、やはりこういう問題については、結論といえますか、関係の方々と話し合って円満に——ひとつ議会と住民との関係を円満に解決し、そしてあとは理事者の方と十分やってもらう、というふうにやってもらいたい、という要望です。

○議長(滝瀬敏朗君) 要望でいいんですか。(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかに御異議ないものと認めます。よって都市整備産業建設委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第二七、下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

下水道対策特別委員長より下水道対策に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(滝瀬敏朗君) 御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第二八、高幡踏切対策特別委員会の継続審査議決に

関する件を議題といたします。

ごみ問題対策特別委員長より、ごみ問題対策に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(滝瀬敏朗君) 御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第三一、市民会館建設対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

市民会館建設対策特別委員長より市民会館建設対策に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(滝瀬敏朗君) 御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより議員提出議案第一三三号、スパイ防止法制定促進に関

する決議の件を議題といたします。

本件については提出者の高橋通夫君より都合により取り下げたい旨連絡がありましたので、取り下げることと決定いたしました。

本日の日程はすべて終わりました。

これをもって、昭和五十五年第二回日野市議会定例会を閉会いたします。

午後二時五十分閉会

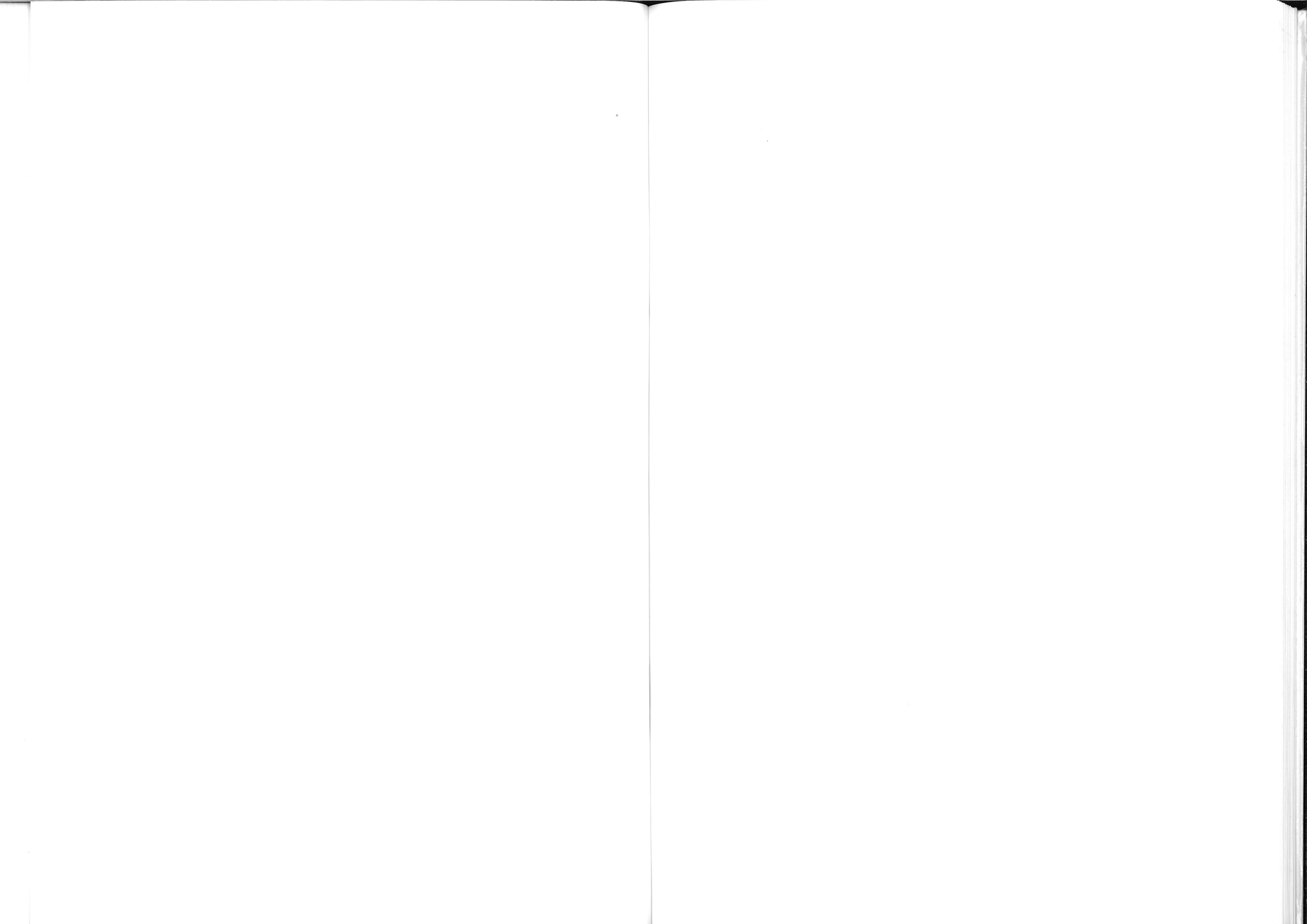
右、会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証し、ここに署名する。

昭和五十五年 六月 日

日野市議会議長 滝瀬敏朗

署名議員 佐々木昭雄

署名議員 正国務



1333070

日野市立図書館

☎81-7354



13 33 070